



資料編

Ⅱ 1 大津市の現状

(1) 地勢

① 位置

- ・京阪神都市圏北東部、県の南西部に位置し、南北に細長い

市は、京阪神都市圏の北東部、滋賀県の南西部の県境に位置し、京都市等と隣接するとともに、大阪市まで約 50km の距離にあります。また、滋賀県の県庁所在地であると同時に、湖南地域の中心的な都市となっています。

市域は、東西 20.6km、南北 45.6km と南北に細長い形状となっており、市民サービスの均衡性を保つため、各地域に様々な公共施設を設置しています。

② 面積

- ・県内 4 番目に大きな面積を有しているものの、宅地は南北に延び細長い形状

総面積は、平成 18（2006）年 3 月の旧志賀町との合併等により、464.51km²（琵琶湖面積を含む）となっており、県内では、高島市、長浜市、甲賀市に次いで広い面積を有しています。市域の北西部から南東部にかけては、比良、比叡、音羽、田上の山地山系が連なり、市全体の約 54%を森林が占め、約 8%が宅地となっています。また、宅地の多くは森林と琵琶湖の間に細長く延びる形状で琵琶湖岸に沿って分布しています。

③ 自然

- ・琵琶湖や山地山系に囲まれた豊かな自然環境

琵琶湖や比良・比叡等の山地山系に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、総面積の約半分が国定公園、県立自然公園に指定されています。また、市街地の多くは湖畔に沿って分布しており、優れた景観を形成しています。特に、北部の湖岸線は白砂青松の美しい景観を形成し、水辺の憩いの場として多くの人々を魅了しています。

④ 交通

- ・交通網が発達しており、京阪神都市圏への交通の便が良いが、市内の路線バスの維持・確保が課題である

交通体系は、新名神高速道路、名神高速道路、西大津バイパス・湖西道路・志賀バイパス、京滋バイパスや国道1号、161号等の道路やJR東海道新幹線、JR琵琶湖線、JR湖西線、京阪京津線の鉄道が通っているため、隣接する市や京阪神都市圏への交通の便が大変良く、居住地にする人が多くなっています。さらに、市街地を京阪石坂線の鉄道やバスが通っており市民の公共交通手段となっています。一方、路線バスについては、近年の利用者減少等による経営環境の悪化や運転手不足により、減便・廃止が進んできており、その維持・確保が課題となっています。

⑤ 地区

- ・市を7つの保健福祉ブロック、36の学区に分けて地域活動に取り組んでいる

市では、市民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの連携・協働体制を構築するために、学区を36に分けて、それぞれの地区で小地域ネットワーク活動やボランティア、NPO等の活動を幅広く行っています。

また、保健福祉圏域としては7つのブロックに分けることができ、ブロックごとにすこやか相談所やあんしん長寿相談所を設置し、保健福祉施策を推進しています。

■図資－1 大津市の地域（学区）



ブロック	学 区
志賀	小松、木戸、和邇、小野
北部	葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里
中北部	雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎
中部	滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央
中南部	平野、膳所、富士見、晴嵐
南部	石山、南郷、大石、田上
東部	上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北

(2) 人口

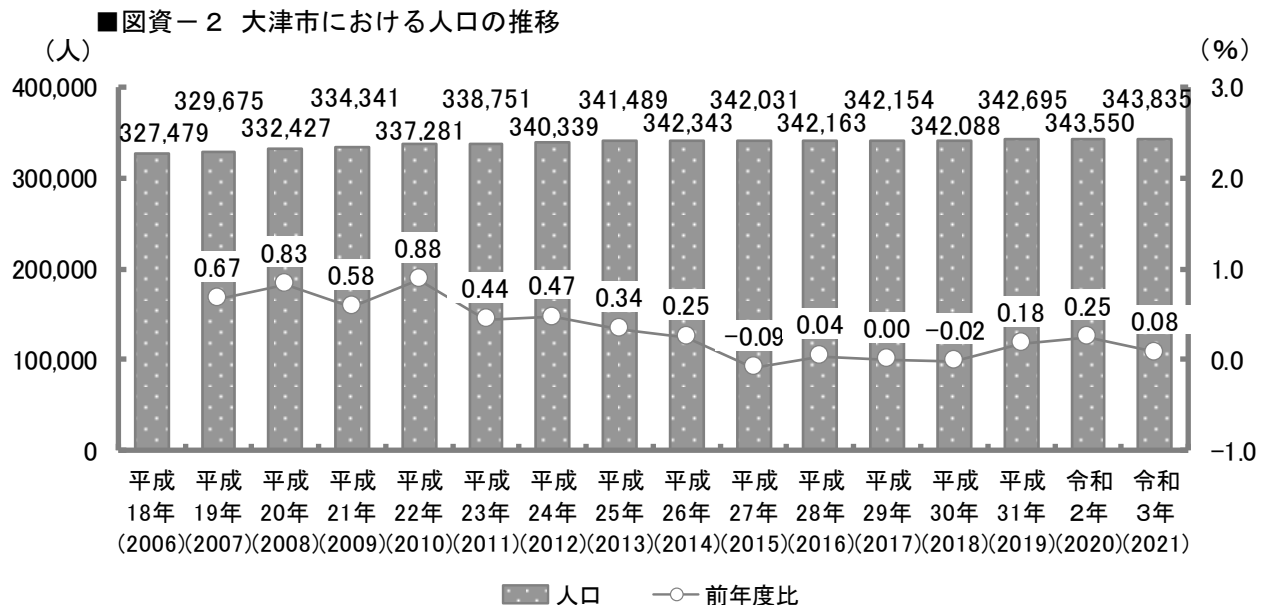
① 人口の推移と推計

- ・自然減少、社会減少の傾向により、人口の減少が予測されます。

ア 大津市の人口推移と推計

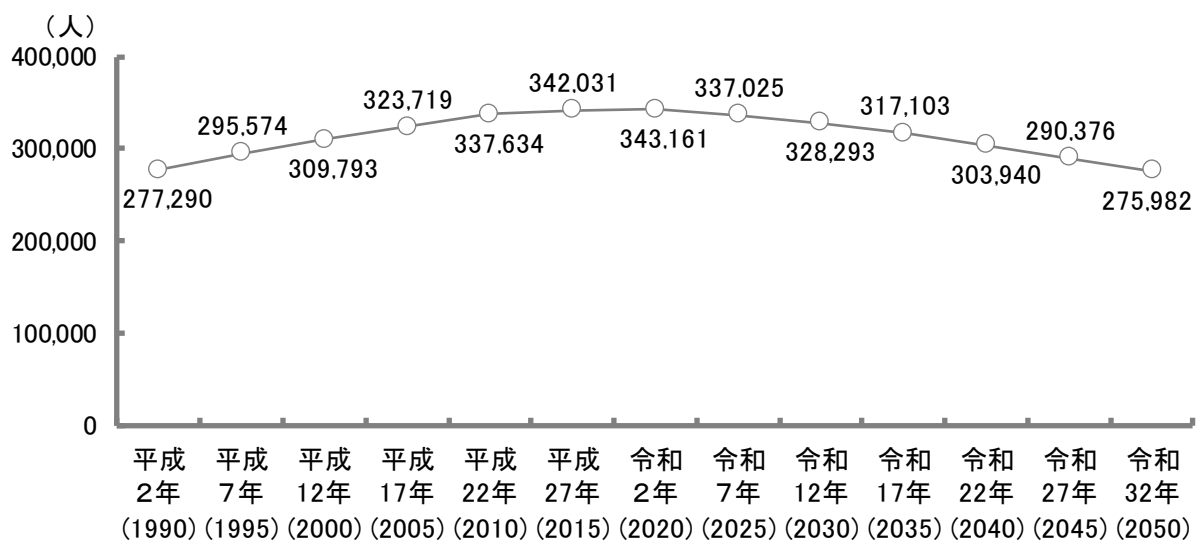
日本の将来の人口推計は、65 歳以上の高齢者の人口が増加傾向にあり、少子高齢化に歯止めがかからず、今後減少すると予測されていますが、大津市では平成 26（2014）年まで人口が増加、その後、平成 27（2015）年に一旦減少し、平成 31（2019）年以降再び増加しています。

また令和 3（2021）年度以降、人口は減少に転じる見込みで、令和 22（2040）年で 303,940 人と予測されています。



資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）

■図資－3 【参考】第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の推移と推計

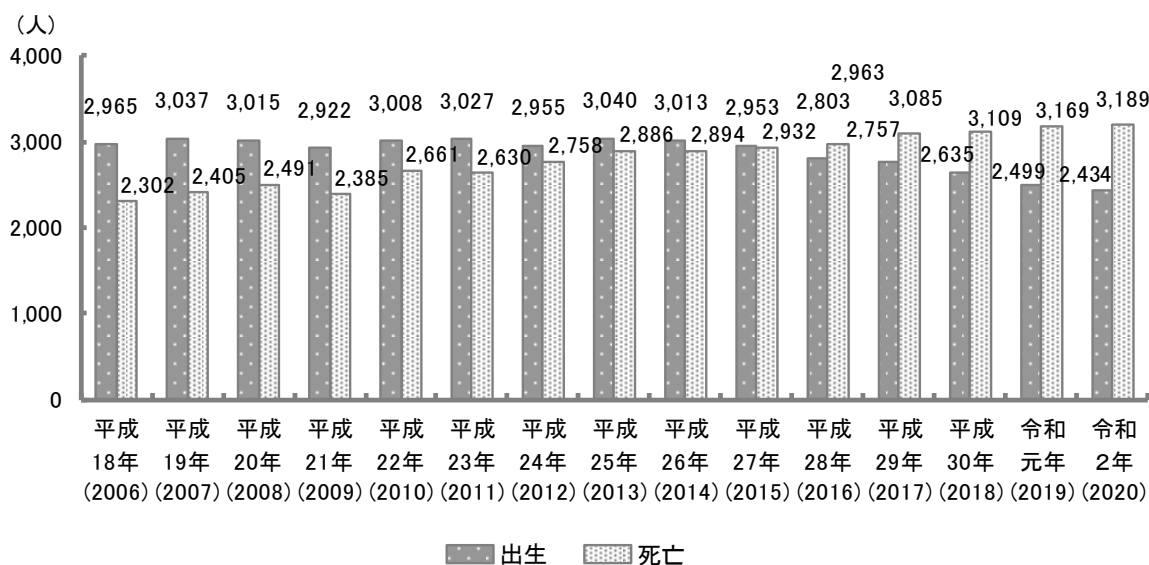


資料：第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

イ 自然動態人口（出生・死亡）の推移

平成27（2015）年までは、出生人数が死亡人数を上回っていましたが、平成28（2016）年以降は死亡人数が出生人数を上回り、出生人数は減少しているのに対し、死亡人数は増加しています。

■図資－4 出生人数及び死亡人数の推移

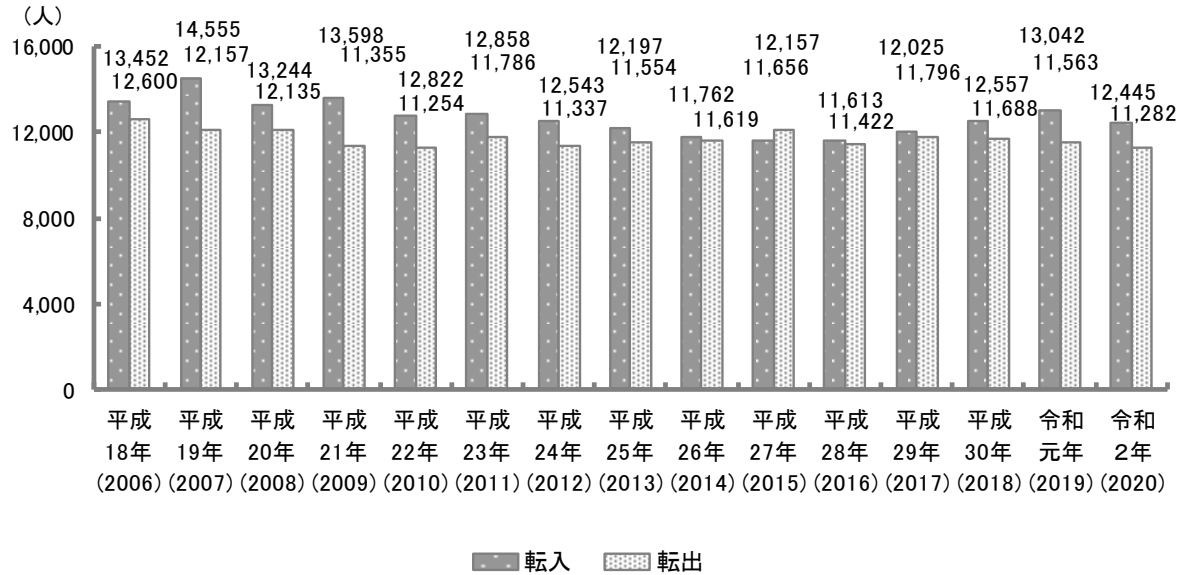


資料：住民基本台帳と外国人登録人口
（平成23～令和元年は、大津市統計年鑑より引用）

ウ 社会動態人口（転入・転出）の推移

平成 27（2015）年は転出者数が転入者数を上回りましたが、平成 28（2016）年以降は転入者数が転出者数を上回り、社会増となっています。平成 18（2006）年と令和 2（2020）年を比較すると転入・転出者数はともに減少しています。

■図資－５ 転入者数及び転出者数の推移

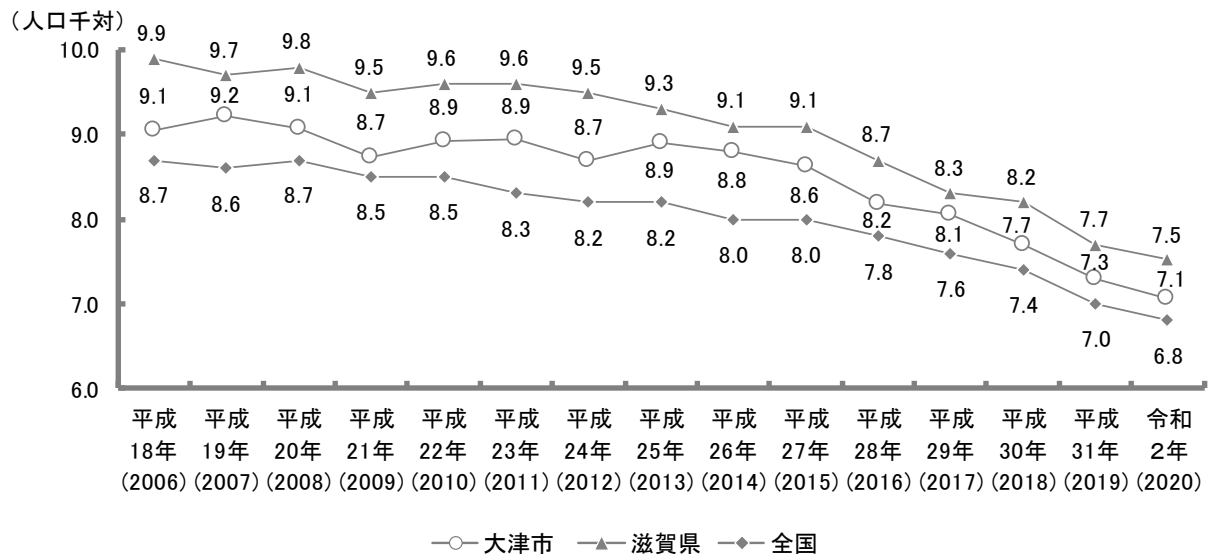


資料：住民基本台帳と外国人登録人口
(平成 23～令和元年は、大津市統計年鑑より引用)

エ 出生率の推移

大津市の出生率は、全国・滋賀県と比較すると全国より高く、滋賀県より低くなっており、令和 2（2020）年では全国より 0.3 ポイント高く、滋賀県より 0.4 ポイント低くなっています。しかし、年次推移をみると、年々減少傾向にあります。

■図資－６ 全国・県及び大津市における出生率の推移

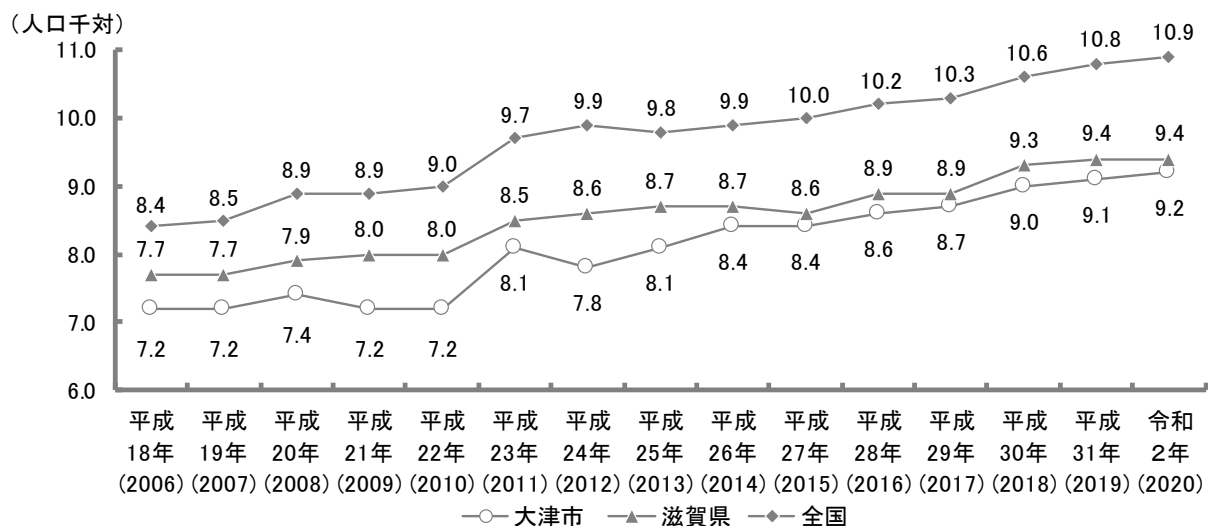


資料：住民基本台帳と外国人登録人口
出生率＝件数／人口×1,000

オ 死亡率の推移

大津市の死亡率は、全国・滋賀県と比較すると低くなっており、令和2（2020）年には全国より1.7ポイント、滋賀県より0.2ポイント低くなっています。しかし、年次推移をみると、年々増加傾向にあります。

■図資－7 全国・県及び大津市における死亡率の推移



資料：住民基本台帳と外国人登録人口
死亡率＝件数／人口×1,000

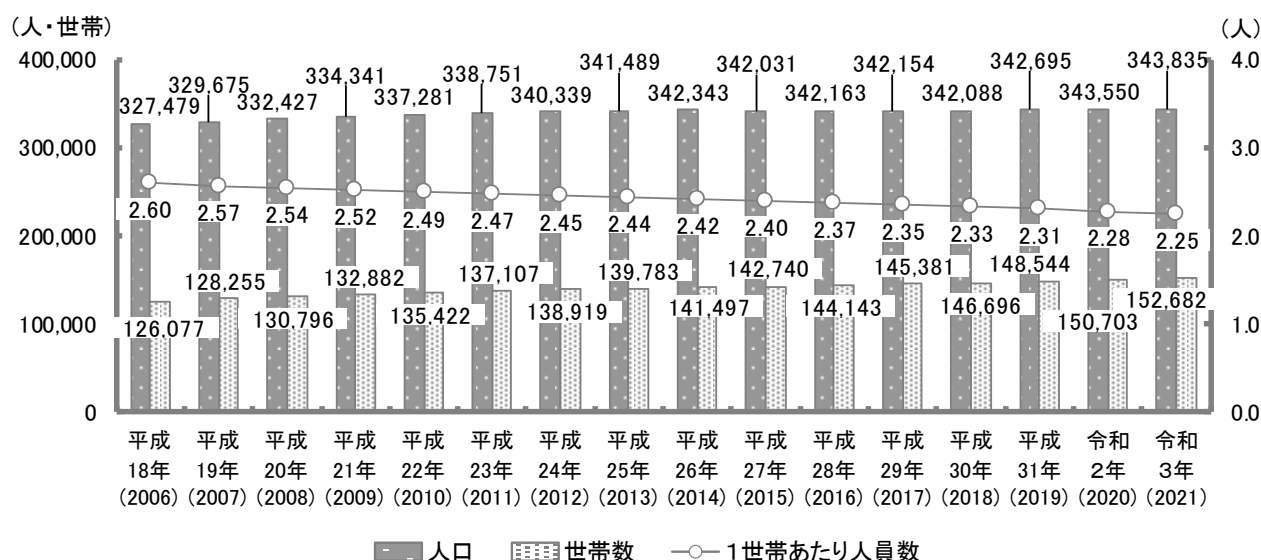
② 世帯数の推移と家族類型別構成率

- ・人口と世帯数は増加傾向ですが、1世帯あたりの人員数は減少しています。
- ・核家族世帯の割合が高く、その他親族世帯等の割合が低くなっています。

ア 人口と世帯数の推移

世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員数は平成18（2006）年の2.60人と比較すると、令和3（2021）年で2.25人と減少傾向にあります。

■図資－8 人口及び世帯数の推移

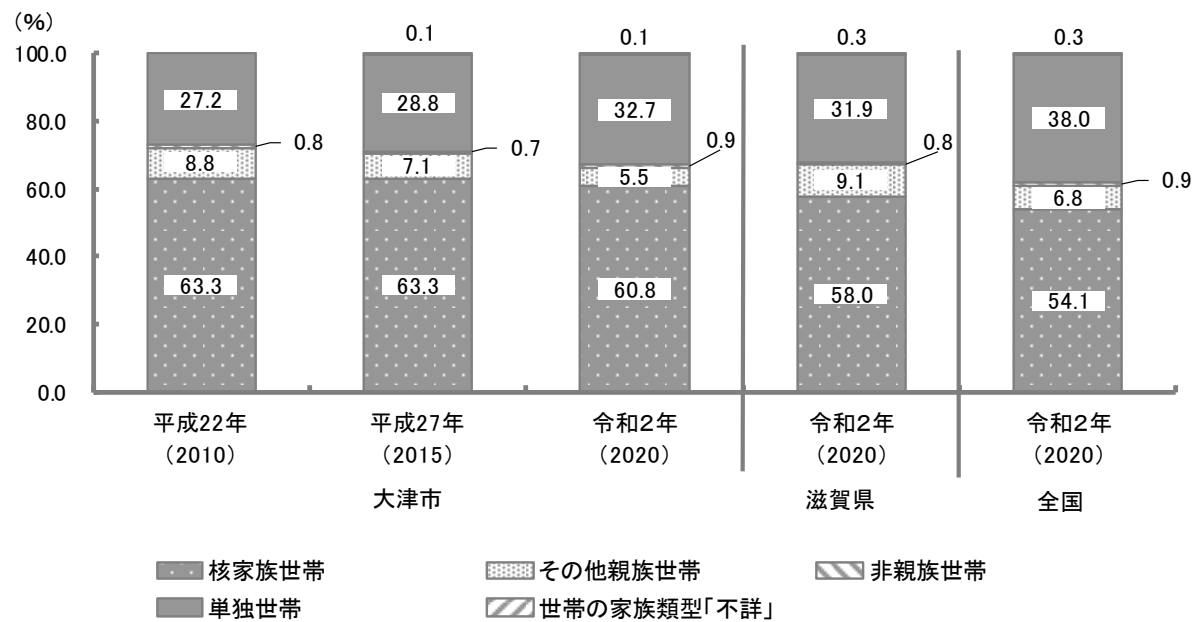


資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

イ 全国・滋賀県・大津市の世帯の家族類型別構成率

大津市の世帯の家族類型は、全国・滋賀県と比較して、核家族世帯の割合が60.8%と高くなっています。また、大津市の推移をみると、祖父母との同居等の3世代世帯を含めたその他親族世帯は年々減少しており、令和2（2020）年には5.5%とさらに低くなっています。

■図資－9 全国・県及び大津市における家族類型別構成率



資料：国勢調査（平成17年～令和2年）
 ※平成27年より『世帯の家族類型「不詳」が追加』

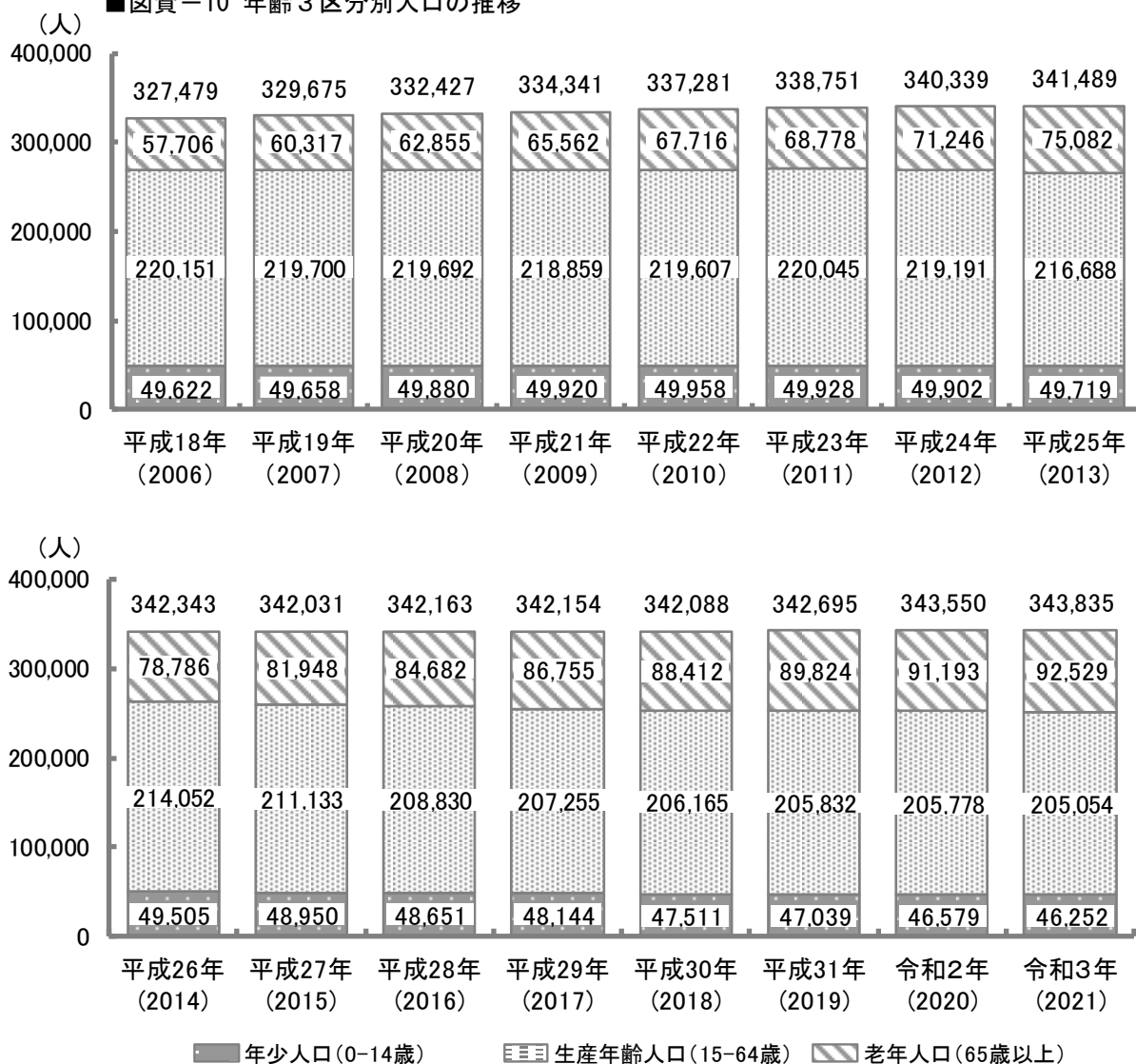
③ 年齢層別の人口

- ・年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しています。
- ・団塊の世代及びその子どもの人口が多いです。

ア 年齢3区分別人口の推移

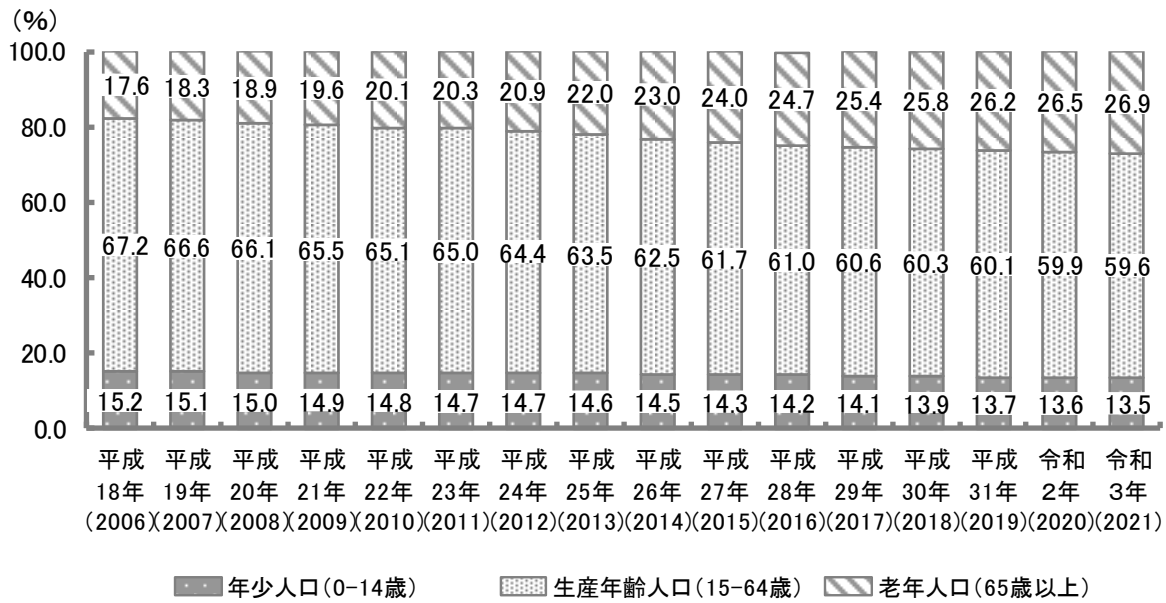
年々、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少する一方、老年人口（65 歳以上）の割合が増加しています。平成 18（2006）年と令和 3（2021）年を比較すると、年少人口は 1.7 ポイントの減少に対し、老年人口は 9.3 ポイント増加し、急速な高齢化が予測されます。

■図資-10 年齢3区分別人口の推移



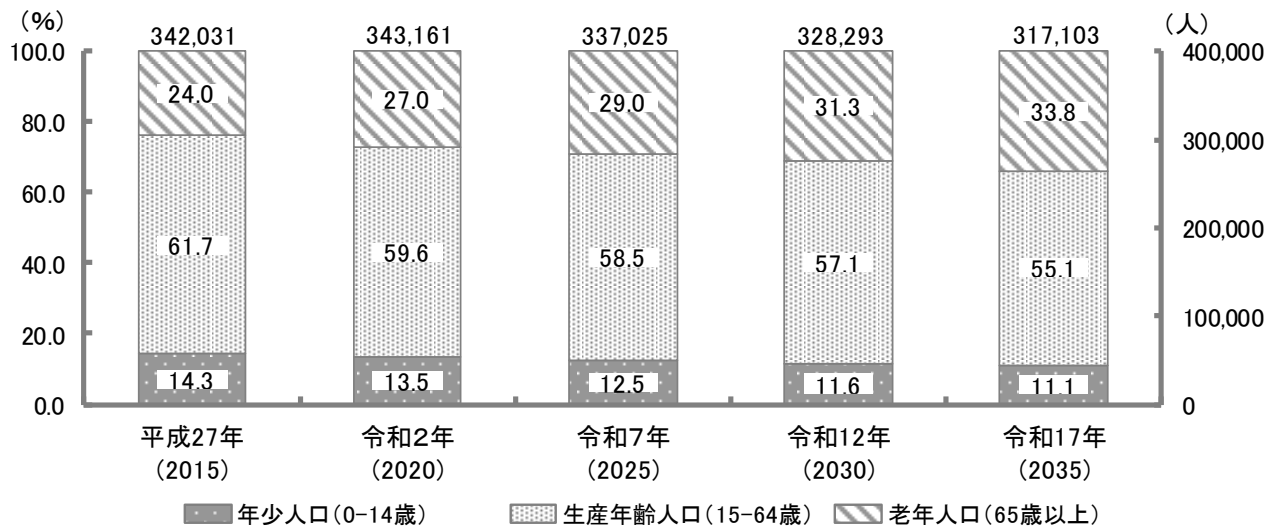
資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

■図資－11 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

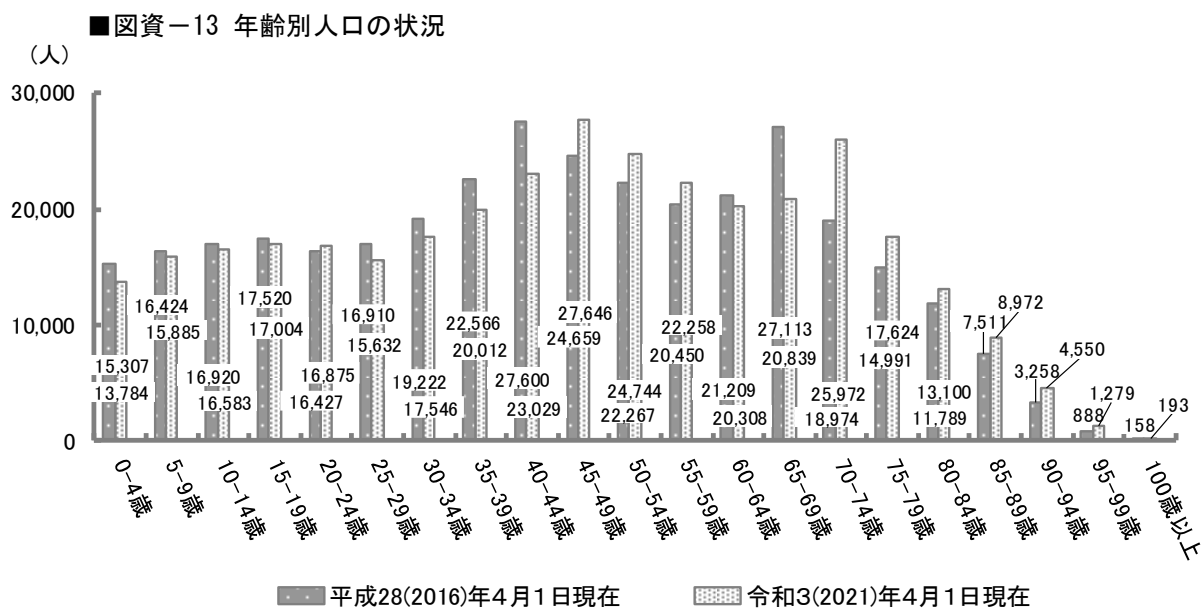
■図資－12 【参考】第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における年齢3区分別人口の推移と推計



資料：第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

イ 年齢別人口の状況

令和3（2021）年には、「団塊の世代」の子どもの年齢層にあたる45～49歳の人口が最も多くなっており、次いで「団塊の世代」である70～74歳の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日）

■小学校区別年齢3階級別人口

市内37小学校区のうち、9小学校区で年少人口率が10%以下となっており、14小学校区で高齢化率が30%を超えています。特に北部の圏域では、高齢化率が高くなっています。一方、年少人口率については高い地区が遍在している傾向にあります。平成28（2016）年に比べ、令和3（2021）年で年少人口率が10%以下の小学校区数が6小学校区から9小学校区に、高齢化率が30%を超えている小学校区数が11小学校区から14小学校区に増加しています。

■表資－1 年齢別人口の状況

小学校区	年少人口 (0～14歳) (人)	生産年齢人口 (15～64歳) (人)	老年人口 (65歳以上) (人)	合計	年少人口率 (H28) (%)	年少人口率 (R3) (%)	高齢化率 (H28) (%)	高齢化率 (R3) (%)
小松	453	2,237	1,456	4,146	10.9	10.9	30.9	35.1
木戸	515	2,571	1,499	4,585	13.4	11.2	28.8	32.7
和邇	1,028	5,059	2,394	8,481	13.9	12.1	25.2	28.2
小野	277	1,953	2,128	4,358	6.9	6.4	43.1	48.8
葛川	14	84	125	223	10.5	6.3	51.7	56.1
伊香立	414	1,453	892	2,759	10.4	15.0	32.0	32.3
真野	1,070	4,427	2,003	7,500	15.5	14.3	23.0	26.7
真野北	516	3,133	2,452	6,101	7.5	8.5	31.9	40.2
堅田	2,352	10,994	3,775	17,121	13.8	13.7	19.5	22.0
仰木	155	1,031	803	1,989	9.4	7.8	35.2	40.4
仰木の里	594	2,529	1,476	4,599	15.3	12.9	20.5	32.1
仰木の里東	1,239	5,547	1,915	8,701	-	14.2	-	22.0
雄琴	905	3,694	1,549	6,148	15.7	14.7	23.5	25.2
日吉台	260	1,548	1,824	3,632	8.6	7.2	44.1	50.2
坂本	1,405	5,956	3,027	10,388	12.2	13.5	29.8	29.1
下阪本	1,970	7,016	2,297	11,283	17.5	17.5	19.9	20.4
唐崎	2,254	9,881	4,314	16,449	14.0	13.7	25.3	26.2
滋賀	2,172	10,138	4,445	16,755	14.3	13.0	24.3	26.5
山中比叡平	258	1,342	1,154	2,754	10.6	9.4	35.9	41.9
藤尾	426	2,803	1,819	5,048	9.1	8.4	33.4	36.0
長等	1,466	7,477	3,514	12,457	12.9	11.8	26.6	28.2
逢坂	1,185	4,942	2,433	8,560	13.2	13.8	27.8	28.4
中央	962	4,012	1,587	6,561	13.7	14.7	26.6	24.2
平野	2,766	11,170	4,783	18,719	15.9	14.8	23.6	25.6
膳所	1,819	9,091	4,642	15,552	12.3	11.7	28.5	29.8
富士見	1,382	5,646	2,188	9,216	15.3	15.0	22.4	23.7
晴嵐	2,227	11,113	4,503	17,843	13.1	12.5	24.0	25.2
石山	1,207	5,936	3,020	10,163	13.0	11.9	28.0	29.7
南郷	1,238	5,031	3,296	9,565	12.9	12.9	31.4	34.5
大石	518	2,924	1,347	4,789	15.3	10.8	23.3	28.1
田上	948	5,476	3,571	9,995	10.6	9.5	28.3	35.7
上田上	135	981	827	1,943	8.3	6.9	37.1	42.6
青山	2,097	7,098	1,733	10,928	22.5	19.2	13.1	15.9
瀬田	2,727	9,369	2,506	14,602	20.2	18.7	15.6	17.2
瀬田南	1,948	8,805	4,575	15,328	14.2	12.7	27.5	29.8
瀬田東	2,249	9,515	3,762	15,526	15.3	14.5	22.0	24.2
瀬田北	3,101	13,072	2,895	19,068	17.9	16.3	14.0	15.2
市全体	46,252	205,054	92,529	343,835	14.2	13.5	24.7	26.9

※年少人口率・・・総人口に占める年少人口（0歳～15歳未満）の割合

資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日）

(3) 地域福祉を考えるための統計数値

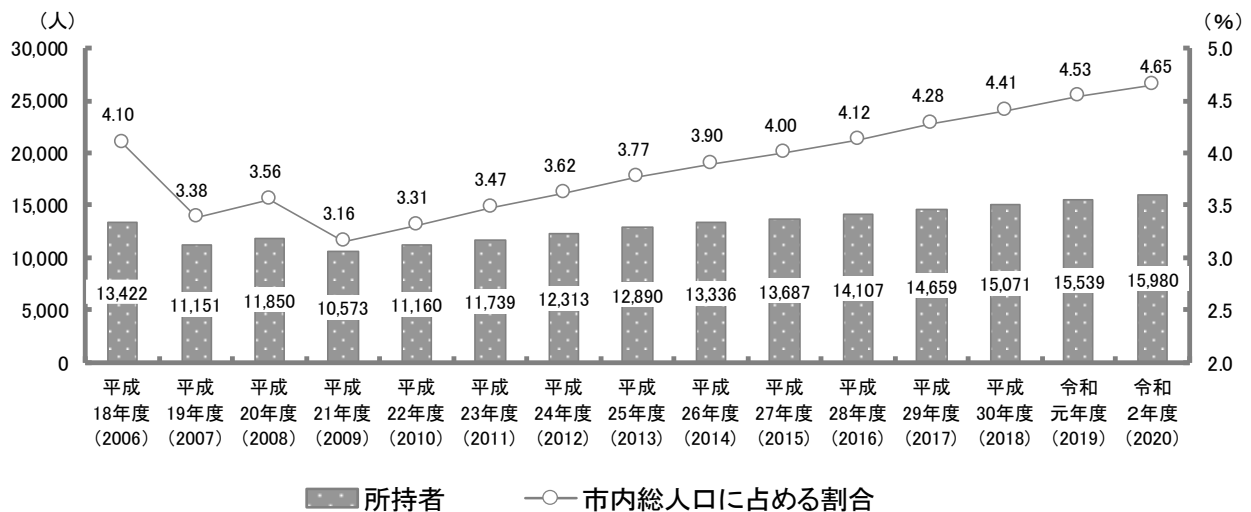
① 障害者手帳所持者数の推移

- ・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに増加しています。

大津市の身体障害者手帳所持者は、平成 21（2009）年度以降増加し、令和 2（2020）年度には 15,980 人となっています。また、令和 2（2020）年度に、療育手帳所持者が 3,284 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 2,952 人とともに増加傾向にあります。

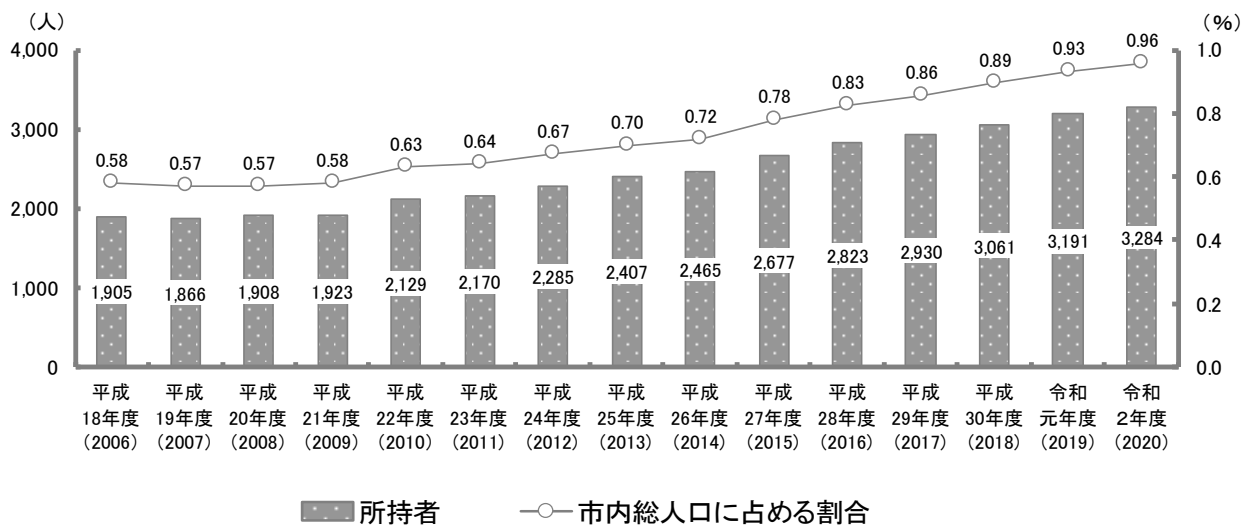
■図資－14 各障害者手帳所持者数の推移

【身体障害者手帳所持者】



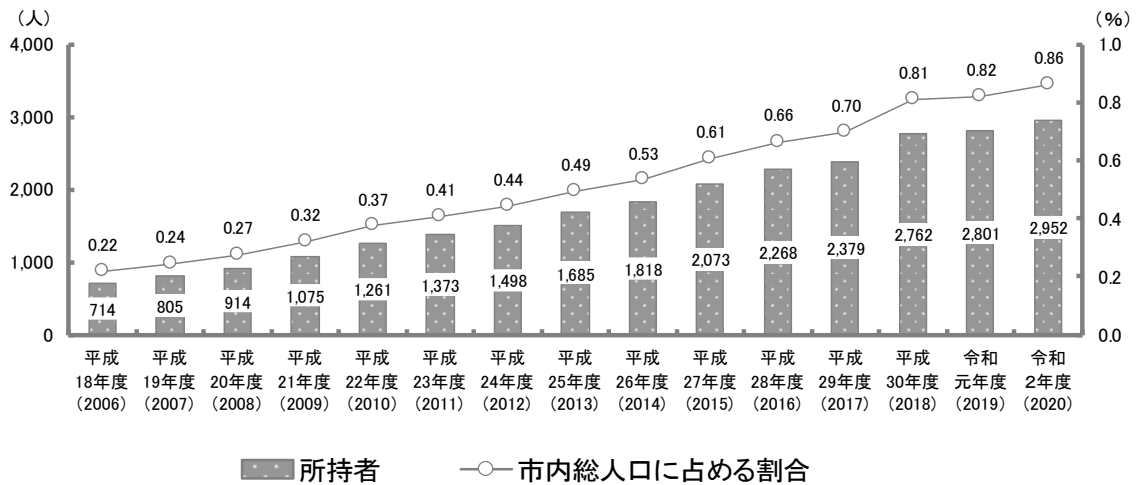
資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

【療育手帳所持者】



資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者】



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

■表資－2【参考】各障害者手帳所持者割合（令和2（2020）年度）

障害種別	大津市	滋賀県
身体障害者手帳所持者割合	4.65%	2.70%
療育手帳所持者割合	0.96%	1.08%
精神障害者保健福祉手帳所持者割合	0.86%	0.83%

資料：大津市 障害福祉課

滋賀県 （1）滋賀県の人口と世帯数（令和3年3月1日現在）

（2）令和2年度福祉行政報告例

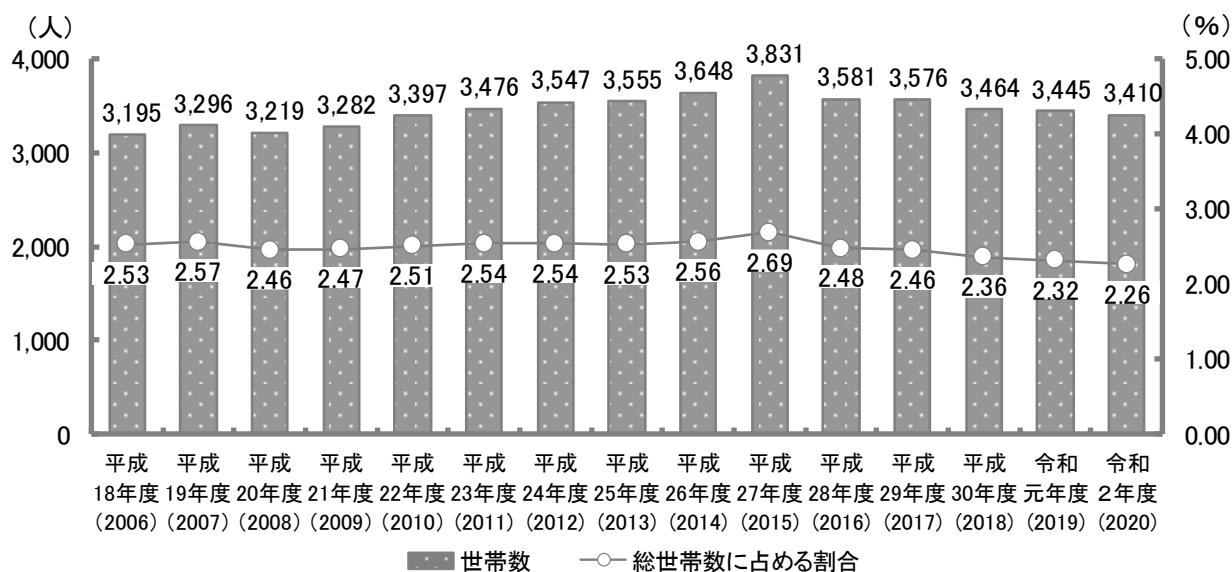
② ひとり親世帯数の推移

- ・ひとり親世帯数は減少しています。

ひとり親世帯数について、母子家庭は平成 27（2015）年度、父子家庭は平成 29（2017）年度以降減少しています。

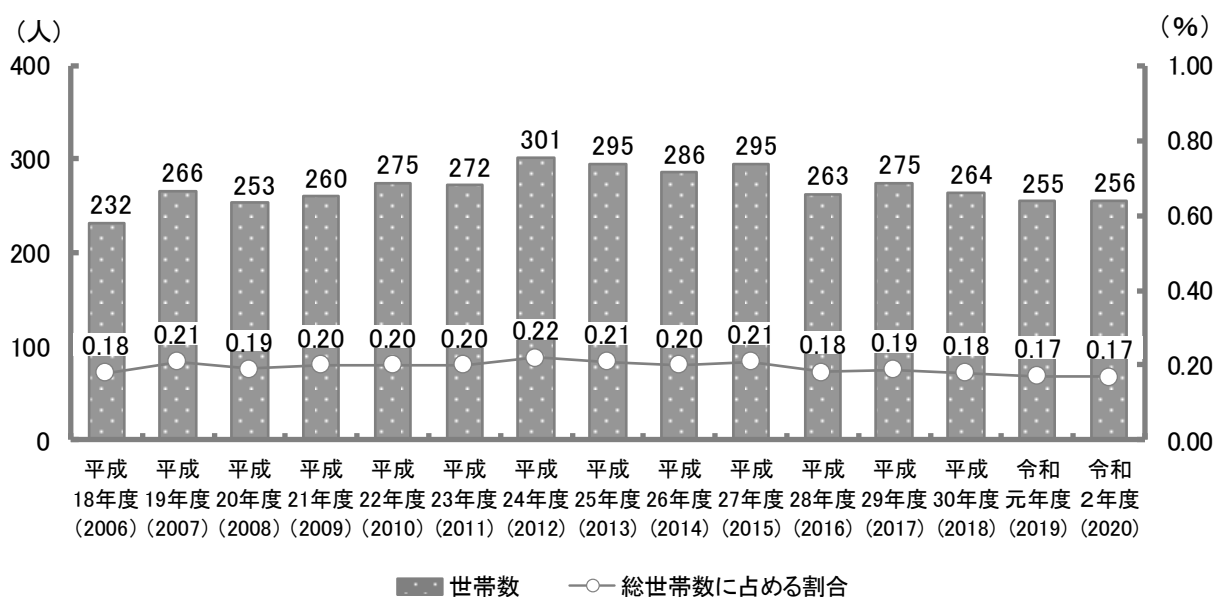
■図資-15 ひとり親世帯数の推移

【母子家庭】



資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

【父子家庭】



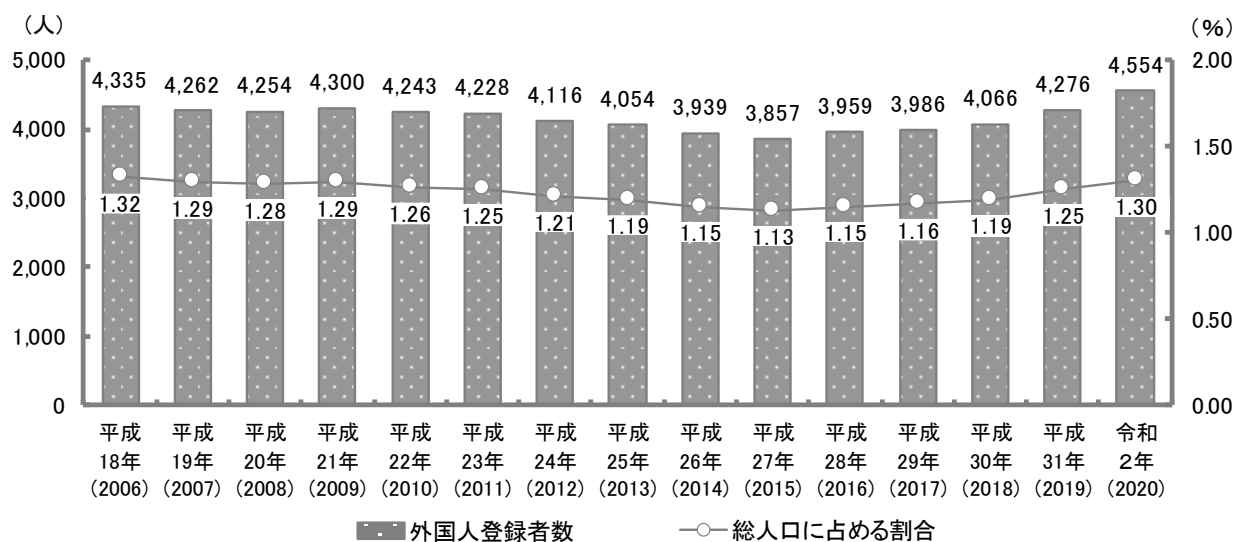
資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

③ 外国人登録者数の推移

- ・外国人登録者は増加傾向にあります。

外国人登録者数は、平成 27（2015）年以降増加しており、令和 2（2020）年には 4,554 人となっています。

■図資－16 外国人登録者数の推移



資料：大津市統計年鑑（各年 3 月 31 日現在）

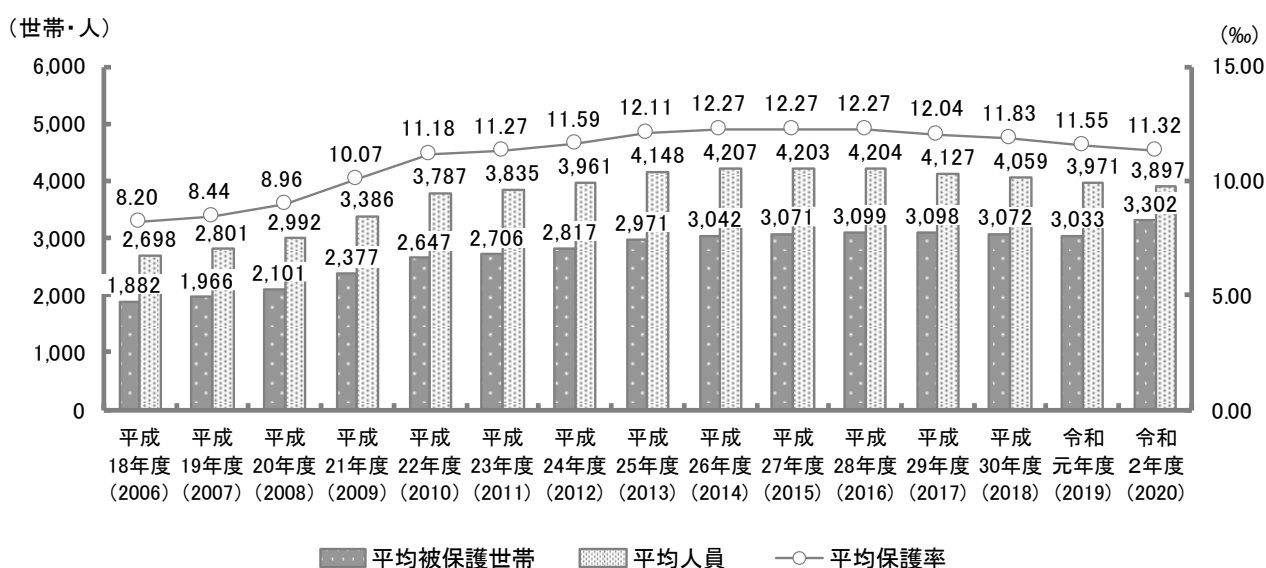
④ 生活保護世帯の状況

- ・ 年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに近年は概ね横ばいで推移しています。
- ・ 高齢者世帯の割合が高くなっています。

年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに近年は概ね横ばいで推移しており、生活保護相談件数は、令和2（2020）年度は1,216件となっています。

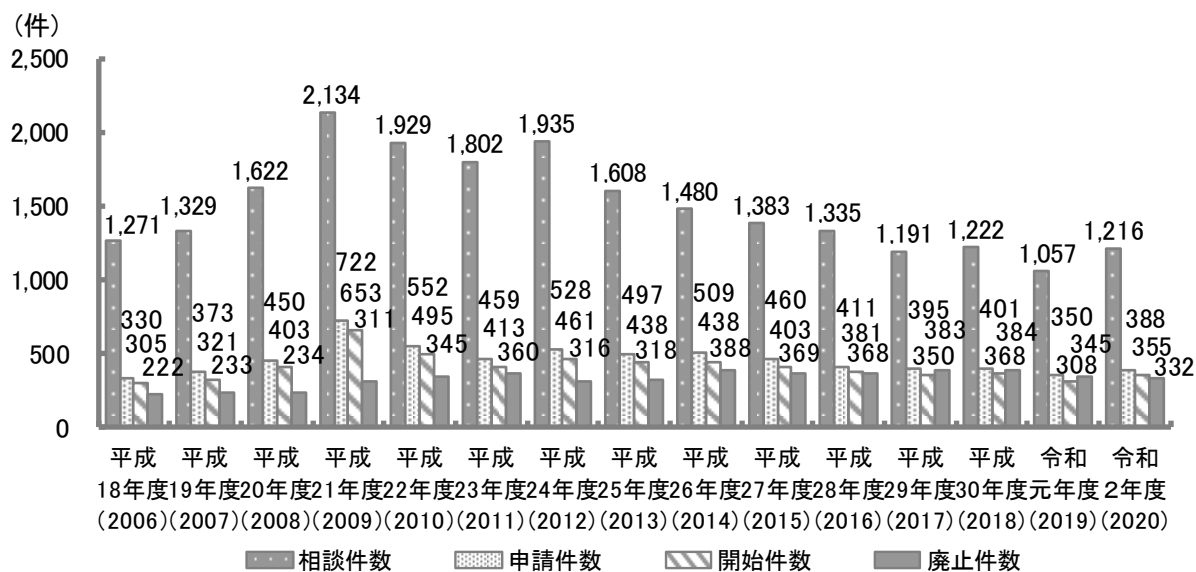
世帯類型別では、高齢者世帯の割合が高く、次いで稼働年齢層を含むその他の世帯となっております。

■図資－17 平均被保護世帯数・平均人員・平均保護率の推移



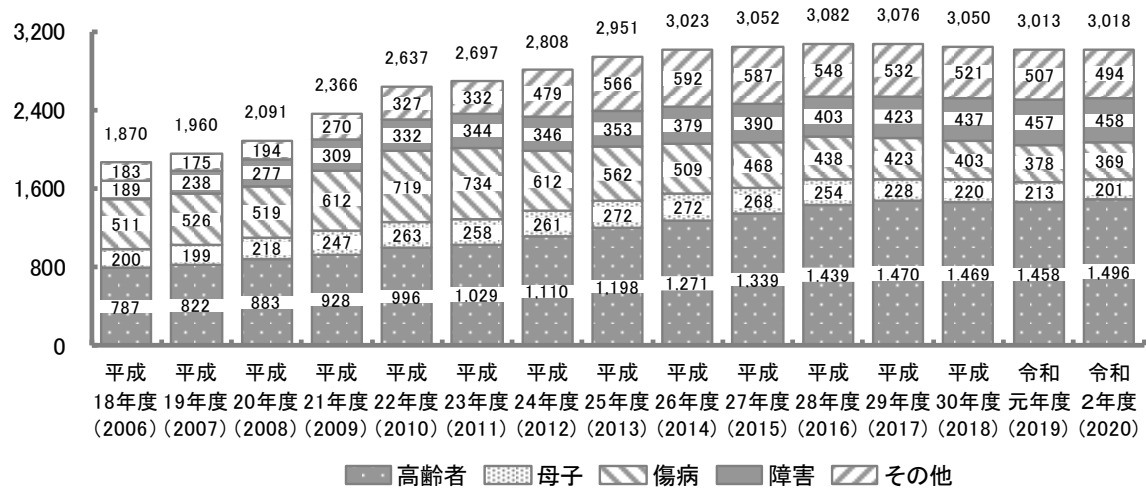
資料：大津市福祉の概要

■図資－18 生活保護相談・申請・開始・廃止の推移



資料：大津市福祉の概要

■図資－19 生活保護世帯類型別の推移
(世帯)

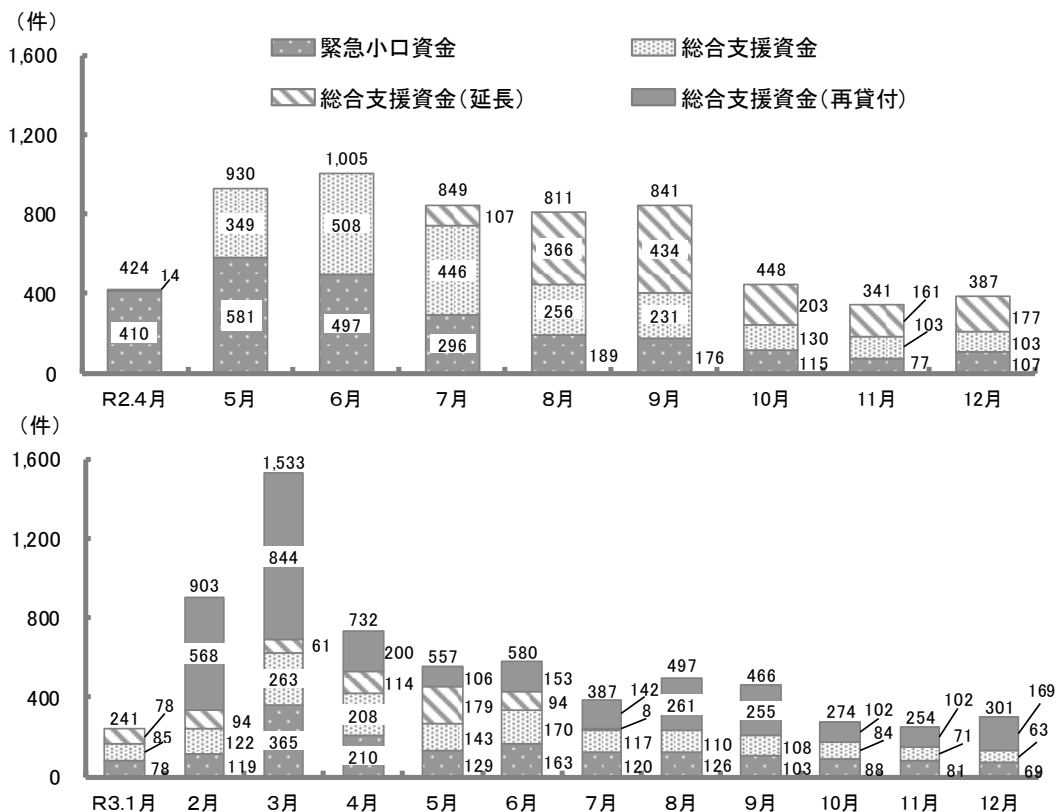


資料：大津市福祉の概要（各年度平均）

⑤ 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金貸付申請件数

貸付申請件数は令和2（2020）年5月、6月に緊急小口資金、総合支援資金の貸付件数が急増し、貸付金額の上限まで貸付を受けた人が、令和3（2021）年2月、3月に総合支援資金（再貸付）を受けています。

■図資－20 貸付申請件数（月別）

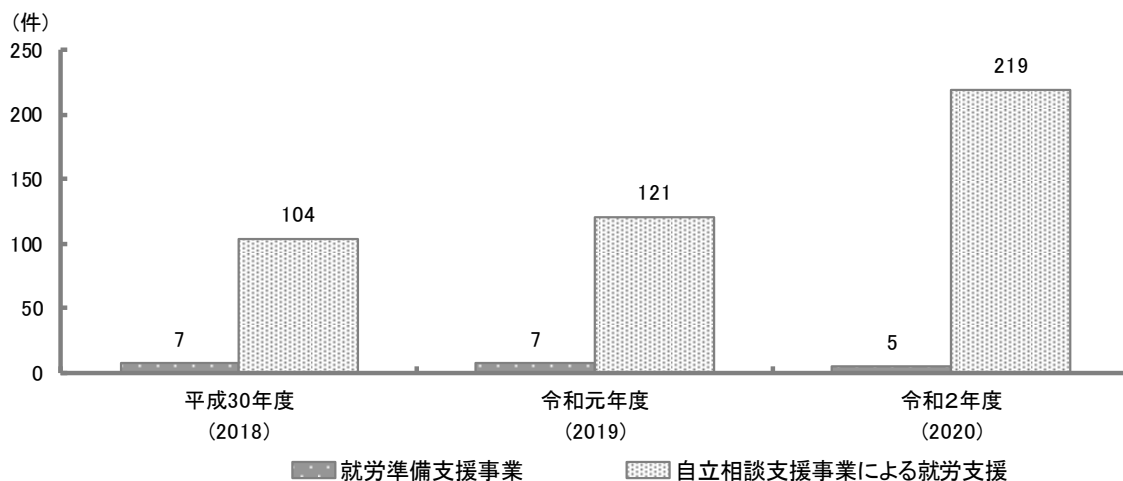


資料：市社会福祉協議会

⑥ 就労支援準備支援等に関する実績

自立相談支援事業による就労支援の件数は、平成30（2018）年度の104件から、令和2（2020）年度では219件となっており、約2.1倍増加しています。新型コロナウイルスの影響による就労相談が増加しています。

■図資-21 就労支援準備支援等に関する事業件数



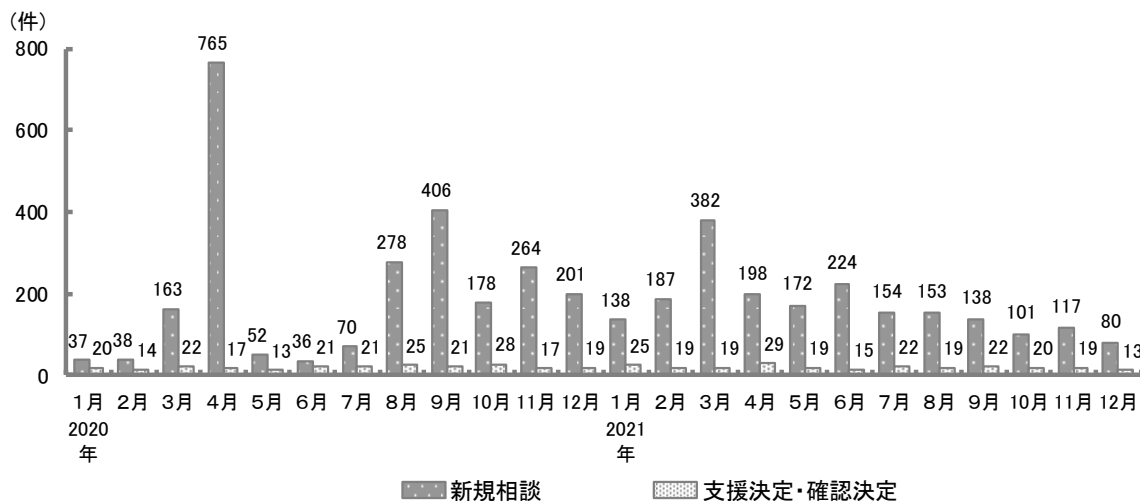
資料：福祉政策課

⑦ 生活困窮者自立支援制度

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活困窮者に向けた特例の貸付制度が令和2（2020）年3月より開始し、翌月（令和2（2020）年4月）の新規相談件数は765件となっています。感染拡大前の令和元（2019）年4月と比べると、約15.6倍増加しています。

また支援決定・確定件数は、令和元（2019）年度で160件でしたが、令和2（2020）年度では245件となり、85件増加しています。

■図資-22 新規相談件数／支援決定・確認件数



資料：福祉政策課

⑧ ひきこもりの状況

平成 30（2018）年 10 月に実施した「ひきこもり等に関するアンケート調査」の結果から、本市にはひきこもり傾向群と考えられる若者が 8,661 人いると推測されます。

■表資－3 ひきこもり群の定義・推計数

		該当 人数	有効回収率に 占める割合	大津市の 推計数	定 義 （調査の対象は 15～39 歳）	
（広義のひきこもり群） ① ひきこもり群	狭義の ひきこもり	1 人	0.20%	174 人	「ふだんどのくらい外出するか」について ・近所のコンビニには出かける ・自室からは出るが、家からは出ない ・自室からほとんど出ない	ただし、「現在の状態になって6か月以上」であり、「現在の状態になったきっかけ」として病気として統合失調症または身体的な病気、妊娠を記入した者、その他に自宅での仕事や出産・育児を記入した者以外
	準ひきこもり	8 人	1.61%	1,443 人	「ふだんどのくらい外出するか」について ・趣味の用事のときだけ外出する	
	計	9 人	1.81%	1,617 人		
②ひきこもり親和群		39 人	7.85%	7,038 人	以下のことについて「はい」「どちらかといえばはい」と回答した者からひきこもり群に該当する者を除いた者 ・家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる ・自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある ・嫌な出来事があると、外に出たくなる ・理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う	
①+② ひきこもり傾向群		48 人	9.66%	8,661 人		

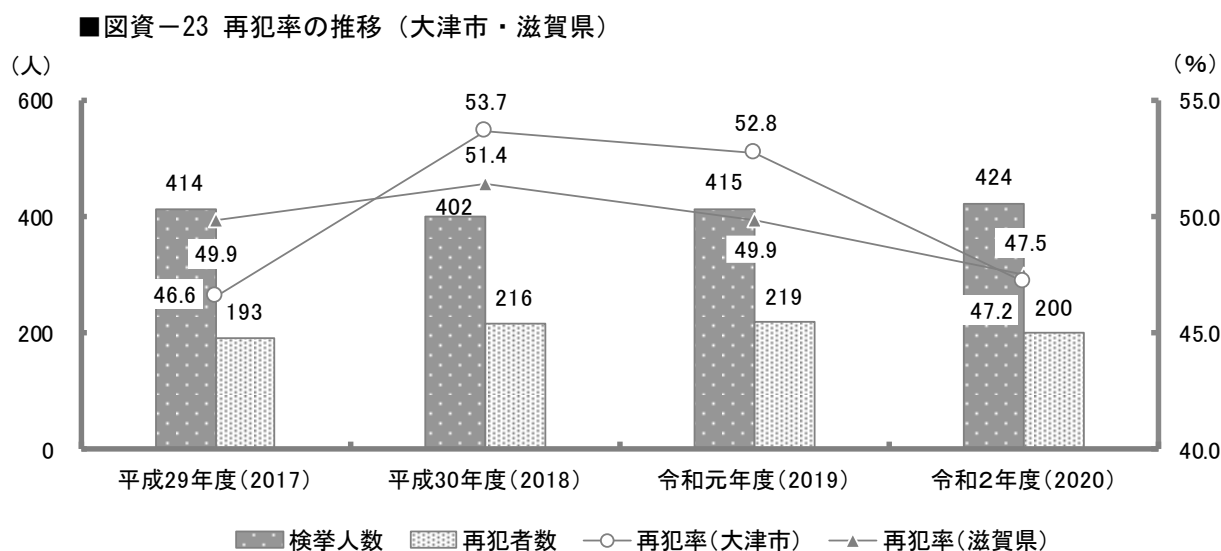
資料： ひきこもり等に関するアンケート調査

※「①ひきこもり群」と「②ひきこもり親和群」をまとめて「ひきこもり傾向群」と称することは、本調査独自の分類です。

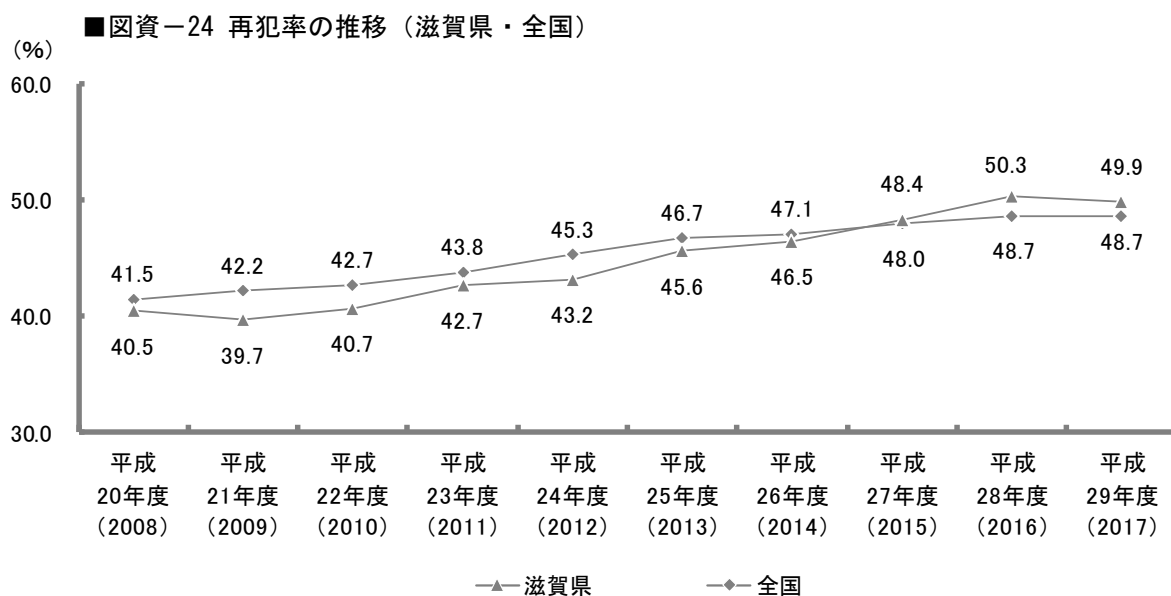
⑨ 再犯者の状況

- ・再犯率は微増傾向にあります。

検挙人数は平成 29（2017）年度以降横ばいとなっていますが、再犯率（検挙人員に占める再犯者の割合）は滋賀県と比較すると、やや高い傾向にあります。



資料：警察庁資料・滋賀県再犯防止推進計画



資料：国再犯防止推進計画・滋賀県再犯防止推進計画

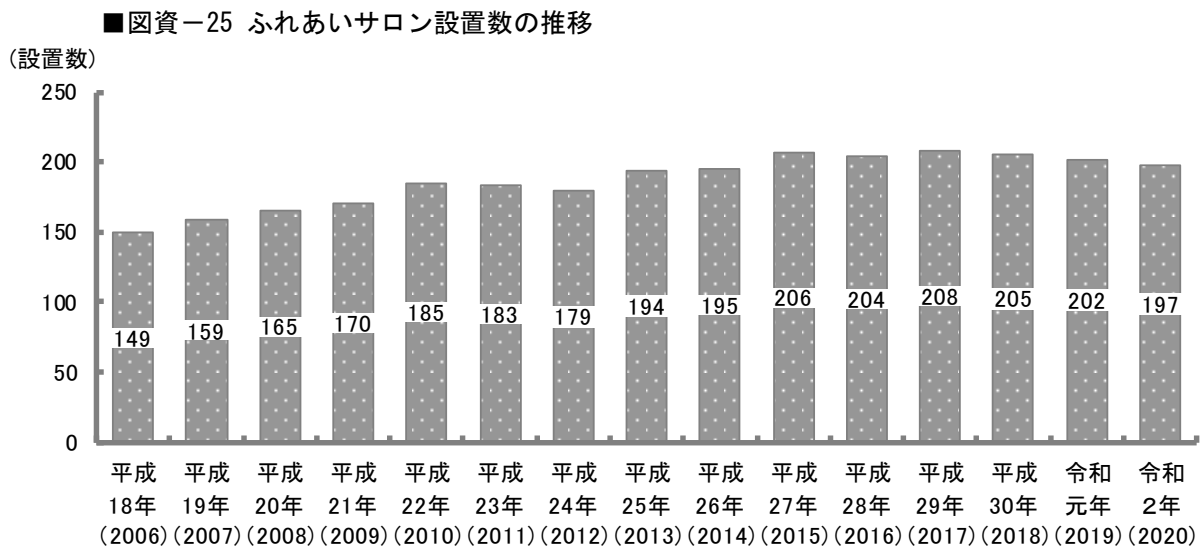
(4) 地域福祉を支える社会資源

① 学区社会福祉協議会の活動

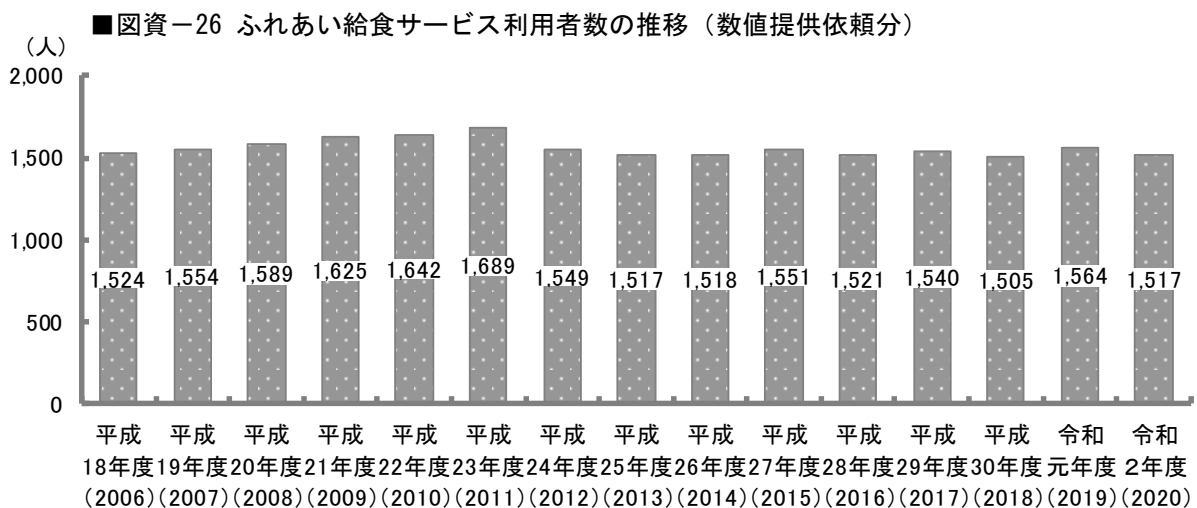
- ・小地域でのふれあいサロン、ふれあい給食等の活動が活発に行われています。

ア 学区社会福祉協議会の活動内容

学区社会福祉協議会の主な活動には、「寺子屋プロジェクト」等の子どもの学習・生活支援、高齢者等の歩いていける所でのあたたかな場づくりである「ふれあいサロン」、ひとり暮らし高齢者への見守りを目的とした「ふれあい給食サービス」、地域の福祉意識の向上と人材育成を目指している「福祉のまちづくり講座」のほか、敬老事業や子どもを守る運動、子育て支援、広報誌の発行等があります。

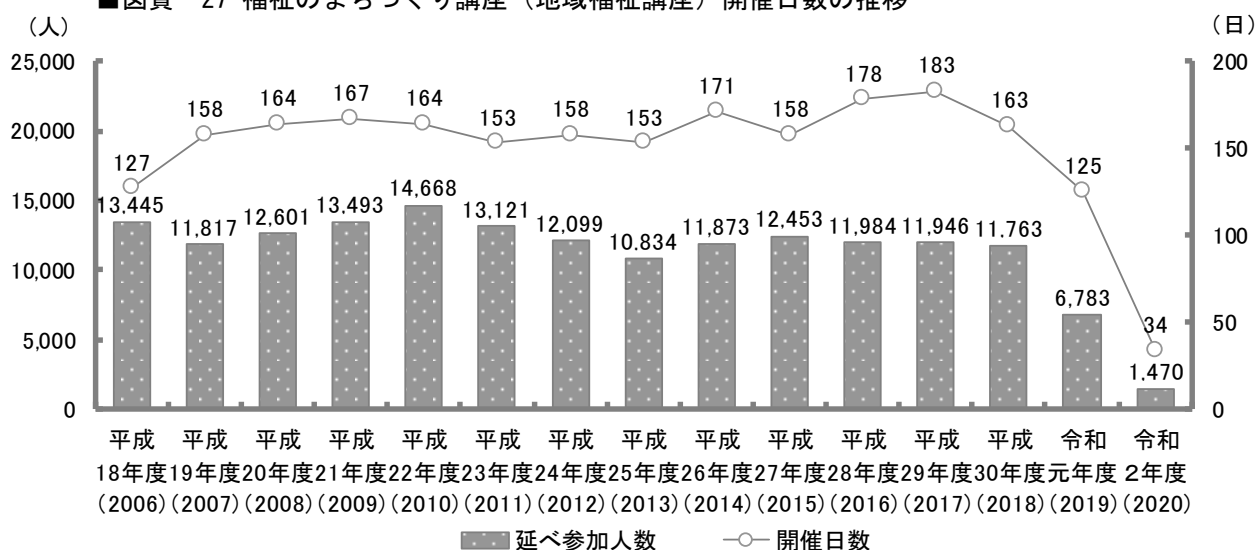


資料：市社会福祉協議会（各年3月31日現在）



資料：市社会福祉協議会、年間利用者数（実人数）

■図資－27 福祉のまちづくり講座（地域福祉講座）開催日数の推移



■表資－4 福祉のまちづくり講座（地域福祉講座）実施学区数の推移

	平成 18年度 (2006)	平成 19年度 (2007)	平成 20年度 (2008)	平成 21年度 (2009)	平成 22年度 (2010)	平成 23年度 (2011)	平成 24年度 (2012)	平成 25年度 (2013)
実施学区	33学区	35学区	35学区	36学区	35学区	33学区	33学区	32学区

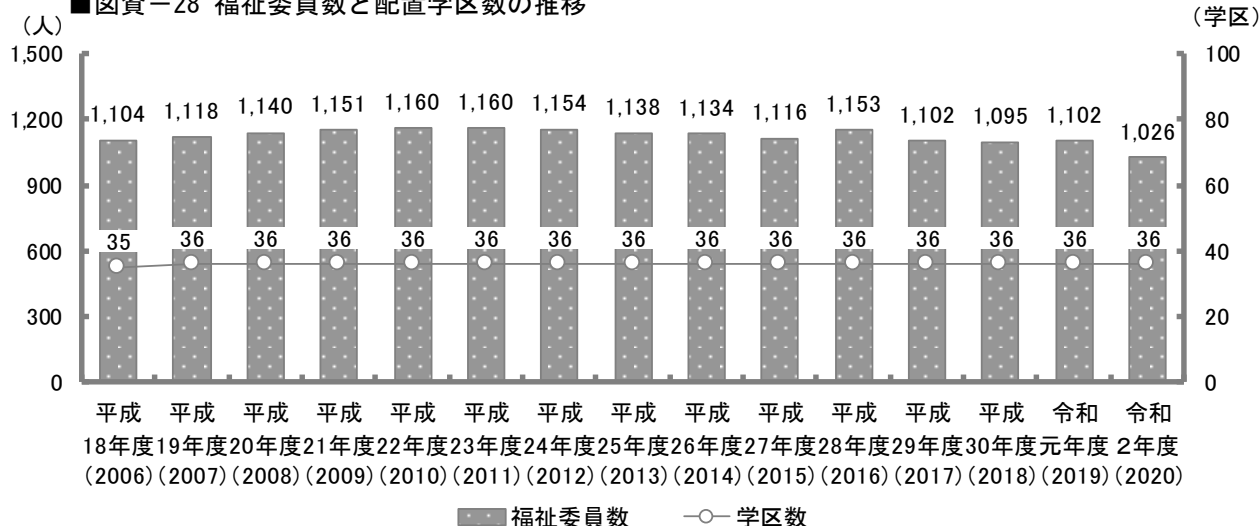
	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
実施学区	35学区	35学区	35学区	36学区	36学区	35学区	19学区

資料：市社会福祉協議会

イ 福祉委員の配置

平成19（2007）年度以降、福祉委員数は36学区すべてに配置されていますが、平成22（2010）年度、平成23（2011）年度の1,160人をピークに減少傾向にあり、令和2（2020）年度で1,026人となっています。

■図資－28 福祉委員数と配置学区数の推移



② 民生委員児童委員協議会の活動

- ・ 民生委員児童委員の活動件数は年々増加傾向となっています。
- ・ 活動内容は地域福祉活動・自主活動が多いです。

ア 民生委員児童委員の活動内容

地区民生委員児童委員協議会は 36 地区、654 人の民生委員児童委員（主任児童委員含む）の方が活動されています。民生委員児童委員同士の連携を進めるとともに、地域の生活関連情報の共有、福祉課題の分析や支援などを行っています。

■表資－５ 地区民生委員児童委員協議会数及び人数

地 区	地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員	主任児童委員
36 地区	36 団体	588 人	63 人

令和 3 年 12 月 1 日現在

イ 民生委員児童委員の活動内容

民生委員児童委員の活動内容は多岐にわたっており、総活動件数は、年度によってばらつきはあるものの、令和 2（2020）年度は 131,495 件となっています。

主な活動内容は地域福祉活動・自主活動が多くなっており、令和 2（2020）年度は 30,339 件となっています。また、相談・支援内容では高齢者に関することが多く、令和 2（2020）年度は 11,917 件となっています。

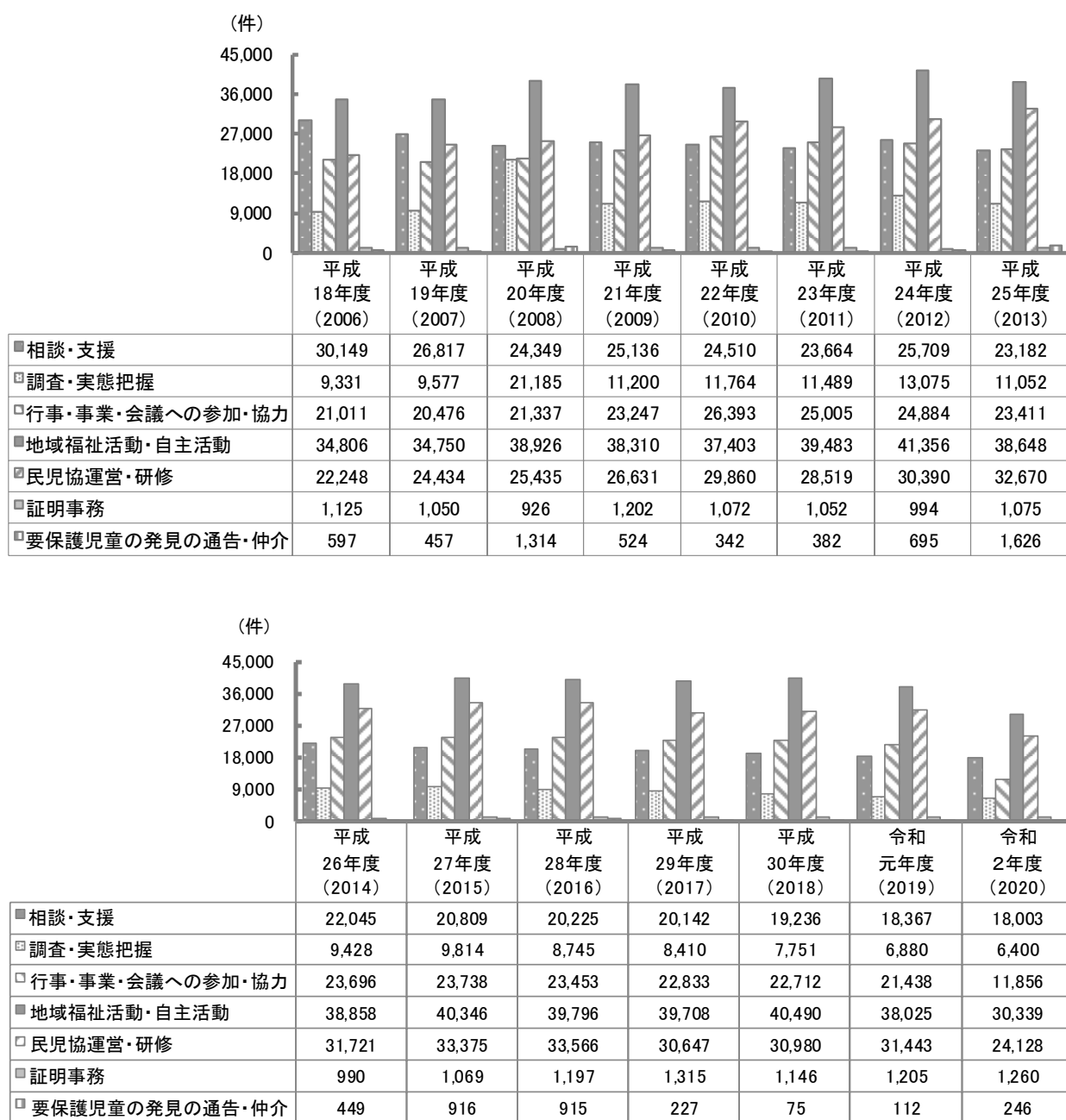
また、訪問の回数も、平成 18（2006）年度と比較すると増加しています。

■図資－29 民生委員児童委員の訪問活動件数



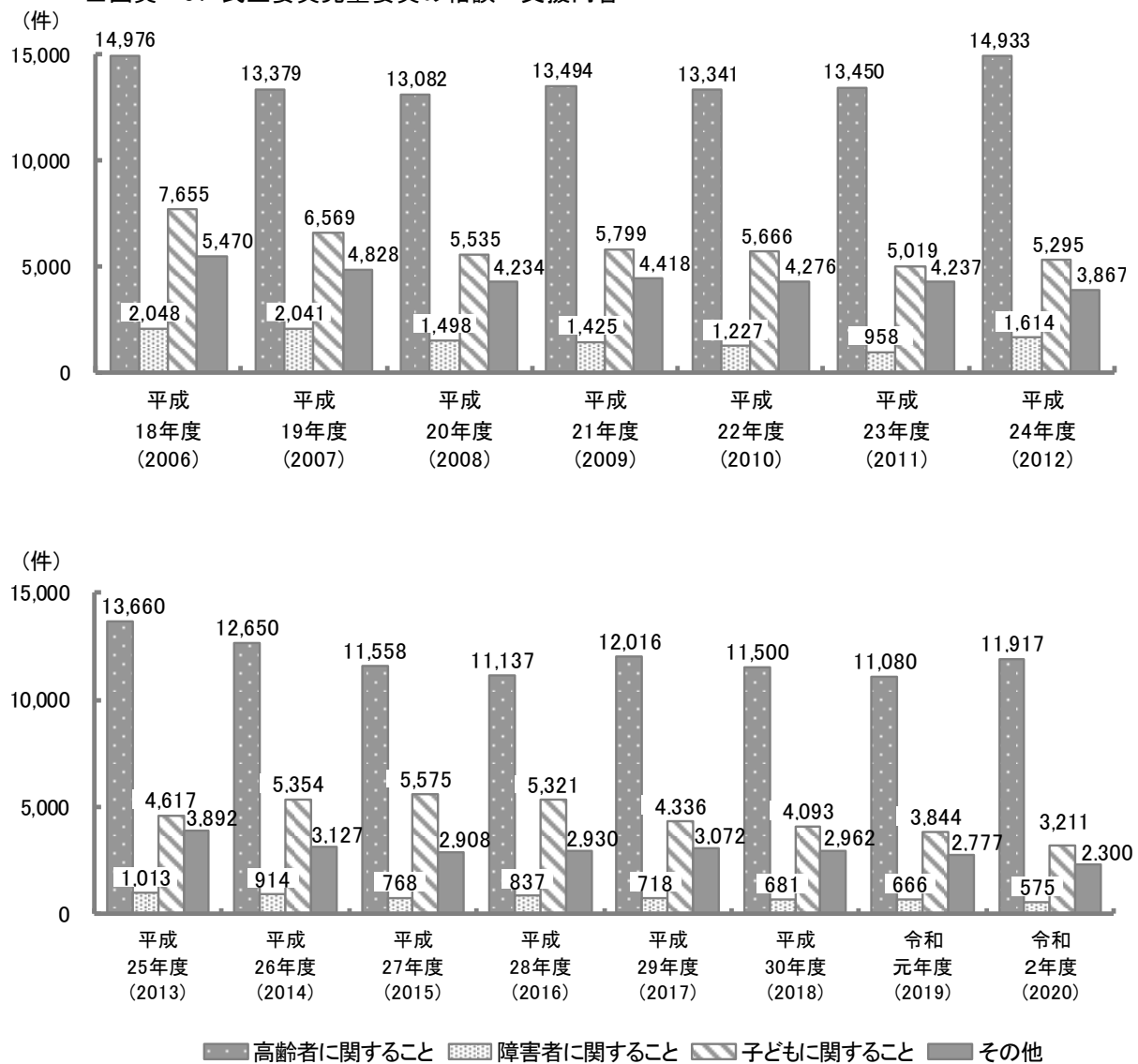
資料：大津市福祉の概要

■図資－30 民生委員児童委員の活動内容



資料：大津市福祉の概要

■図資－31 民生委員児童委員の相談・支援内容



資料：大津市福祉の概要

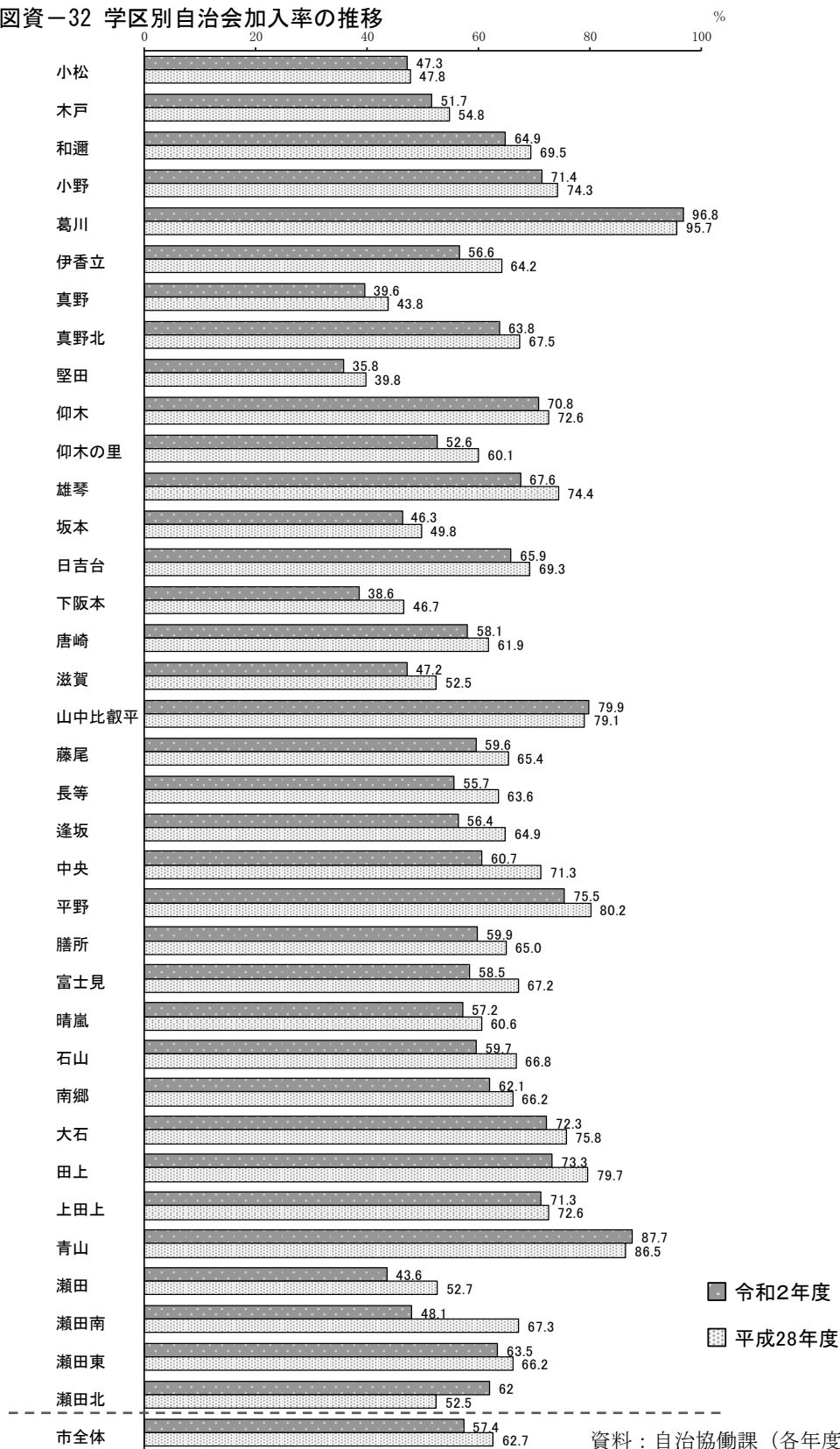
③ 自治会等の状況

- ・自治会加入率は市平均が 57.4% となっています。

ア 学区別自治会加入率の推移（平成 28 年度と令和 2 年度との比較）

市全体の自治会加入率は、年々減少傾向となっています。

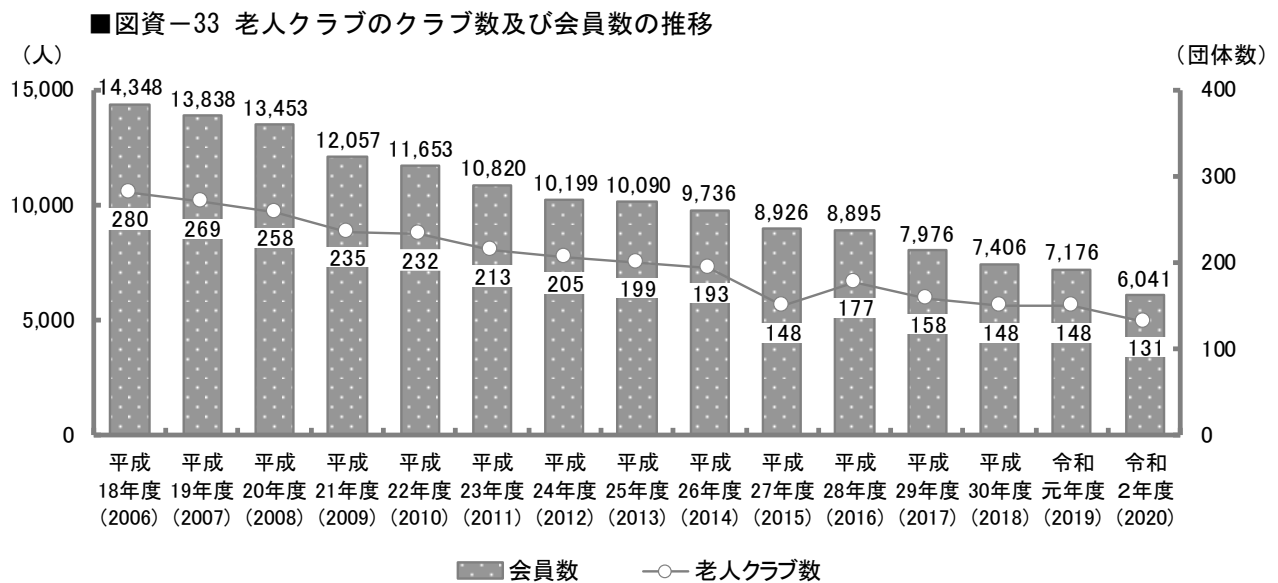
■図資－32 学区別自治会加入率の推移



資料：自治協働課（各年度 4 月 1 日）現在

イ 老人クラブ

老人クラブの団体数、会員数ともに、平成 18（2006）年度以降は年々減少しており、令和 2（2020）年度は 131 クラブ、6,041 人となっています。



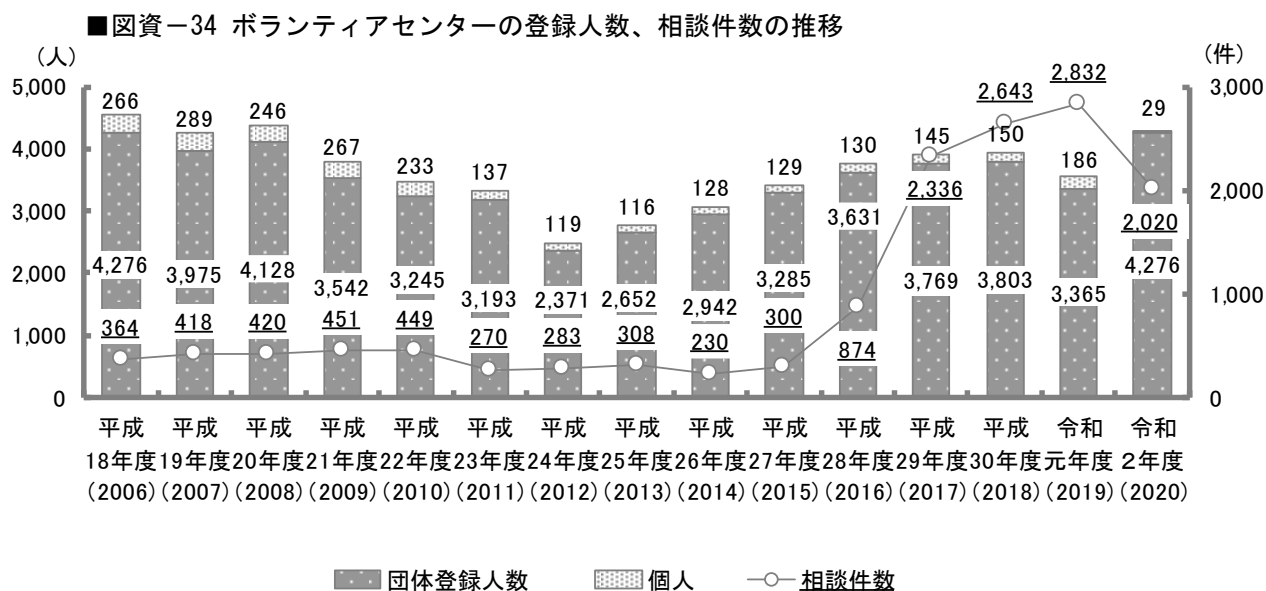
資料：大津市福祉の概要（各年度末現在）

④ ボランティアセンターの登録人数と相談件数の状況

- ・ ボランティア登録人数は増加しています。
- ・ ボランティアに関する相談件数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しました。

市社協内のボランティアセンターに登録している人数は、平成 24（2012）年度まで年々減少していたものの、平成 25（2013）年度には増加傾向となり、令和 2（2020）年度には団体登録人数と個人をあわせて 4,305 人となっています。

相談件数は、平成 27（2015）年度以降増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、令和 2（2020）年度には減少に転じ、2,020 件となっています。

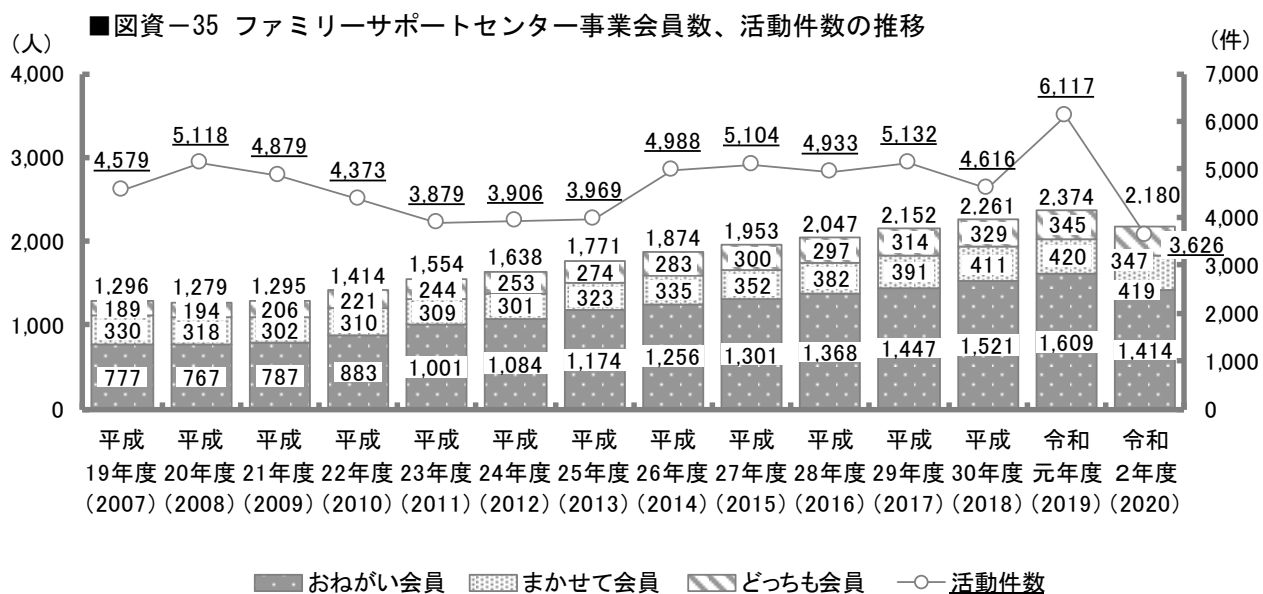


資料：市社会福祉協議会（各年 3 月 31 日現在）

⑤ ファミリーサポート事業の状況

- ・会員数と活動件数は増加傾向となっていました、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しました。

会員数と活動件数は年々増加し、令和元（2019）年度では、会員数・活動件数ともに過去最高となりましたが、令和2（2020）年度には新型コロナウイルスの影響とともに減少に転じ、会員数は2,180人、活動件数は3,626件となっています。

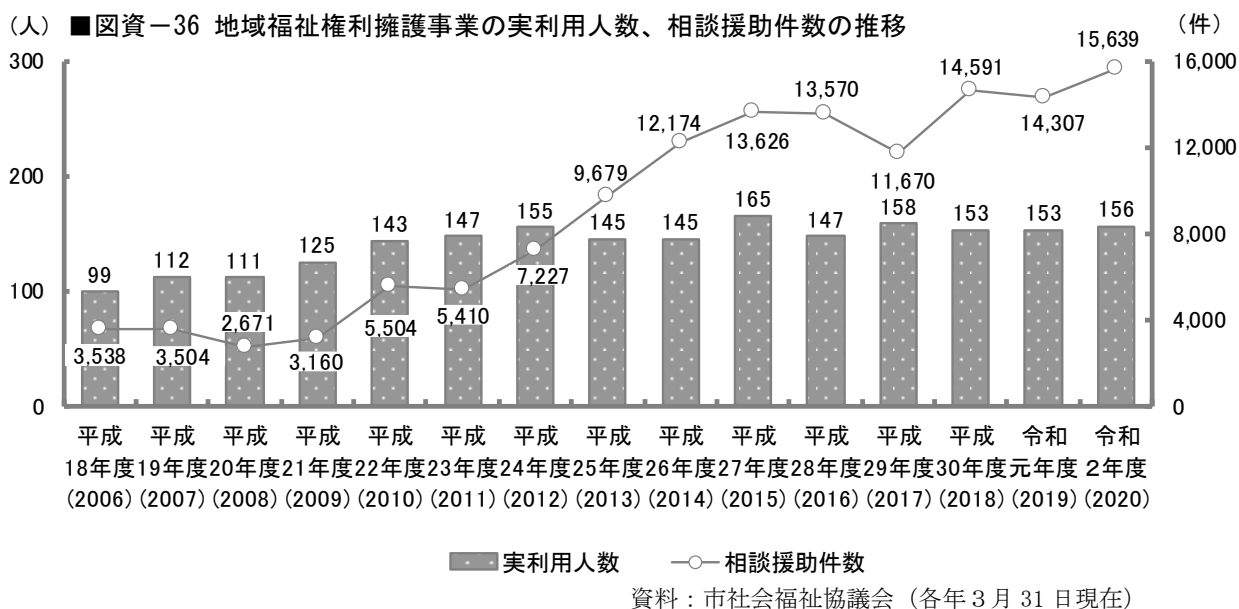


資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

⑥ 地域福祉権利擁護事業の状況

- ・相談援助件数は年々増加しています。

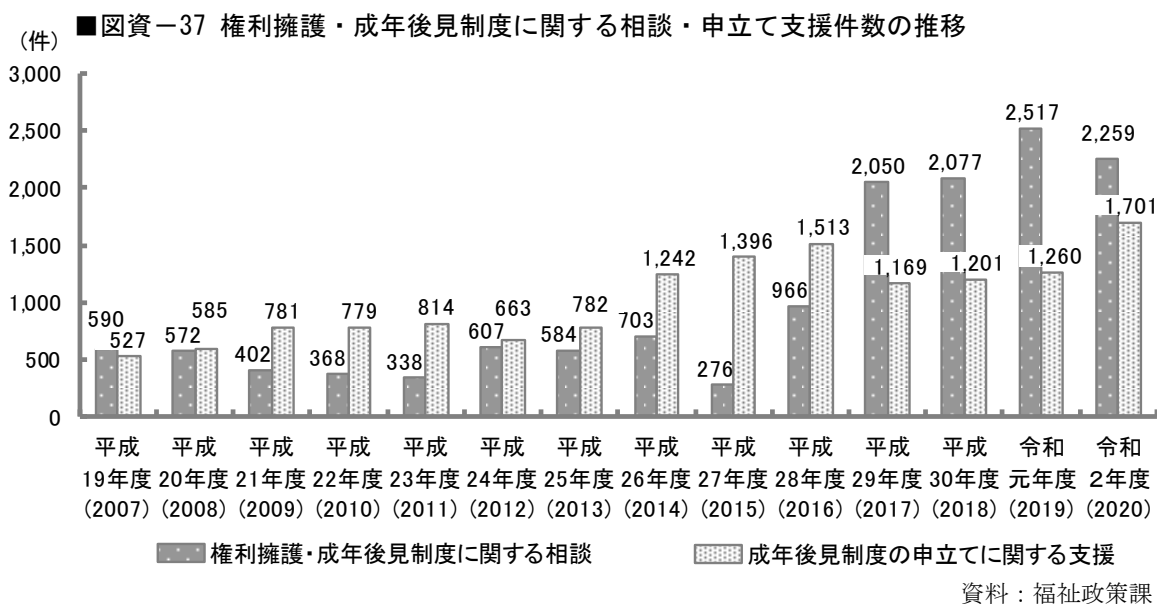
地域福祉権利擁護事業の実利用人数は平成 28（2016）年度以降 150 人前後で推移しています。また、相談援助件数は、平成 18（2006）年度と比較すると、大幅に増加しており、令和 2（2020）年度には 15,639 件となっています。



⑦ 権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の状況

- ・成年後見制度の申立てに関する支援件数は年々増加傾向となっています。

権利擁護や成年後見制度に関する相談件数は、平成 28（2016）年度以降急激に増加し、令和元（2019）年度では 2,517 件となっています。また、成年後見制度の申立てに関する支援について、令和 2（2020）年度は 1,701 件行っています。



2 計画の策定経過

(1) 条例・規則等

① 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

② 大津市社会福祉審議会条例（平成 20 年 12 月 22 日条例第 51 号）

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に定めるもののほか、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

(委員の定数等)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、法第9条第1項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(審査部会の委員等の報酬)

第6条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第20号)の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉子ども部(専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部)において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 大津市障害者施策推進協議会条例(平成8年条例第3号)は、廃止する。

(大津市介護保険条例の一部改正)

3 大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。

「第5章 介護保険の運営」を「第5章 運営状況等の公表」に改める。

第13条の見出しを削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則（平成25年6月24日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第69号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附 則（平成28年12月21日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

③ 大津市社会福祉審議会規則（平成21年2月17日規則第48号）

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会の設置等）

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する専門分科会及び当該専門分科会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

（1） 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

（2） 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、必要に応じ、臨時に、同項各号に掲げる以外の専門分科会を設置することができる。

3 法第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

4 法第12条第2項において準用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会においては、法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項（条例第2条第2項の規定により当該事項に含むものとされる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含む。）に加え、母子福祉及び母子保健に関する事項を調査審議する。

（専門分科会の委員等）

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によって定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門分科会の会議等）

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会の名称及び調査審議事項）

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

（1） 身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項

（2） 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消しに関する事項

3 第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査審議するため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。

- (1) 家庭的保育事業等の認可に関する事項
- (2) 保育所の設置の認可に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項

4 前項の審査部会は、児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会と称する。

(審査部会の委員等)

第8条 審査部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会長が指名する。

2 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理する。

4 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、審査部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議等)

第9条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、その議長となる。

2 審査部会の会議は、審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査部会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 審査部会は、審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 審査部会は、前項の規定により指定する事項ごとに、当該事項に係る書面による決議に参加する委員及び臨時委員を指定することができる。

3 第1項の規定による決議は、その審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数（前項の規定により決議に参加する委員及び臨時委員を指定したときは、その指定された委員及び臨時委員の過半数）で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

第11条 審査部会（障害者福祉専門分科会審査部会に限る。）は、身体障害者の障害程度の審査については、当該審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致により、あらかじめ障害の種別ごとに当該審査を行う委員及び臨時委員を指定することができる。

2 前項の場合においては、指定された委員及び臨時委員が決した内容をもって審査部会の決議とする。

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について審議会が諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第119号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 会議開催記録

① 大津市地域福祉審議会 地域福祉専門分科会

会議	日程	内容
第1回	令和3年4月30日	・地域福祉専門分科会長の選出について ・地域福祉専門分科会副会長の指名について ・分科会の公開について ・大津市地域福祉計画の諮問について ・報告事項 ①第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画取組状況等報告について ・審議事項 ①第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画に盛り込む事項について ②第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定体制及びスケジュール（案）について
第2回	令和3年7月13日	・第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の評価について ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の骨子（案）について
第3回	令和3年10月26日	・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の素案について ・その他
第4回	令和4年2月3日	・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の最終案について

委員名簿

(五十音順・敬称略)

名前	所属等	備考
河野 純子	滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール	
津田 洋子	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
筒井 のり子	龍谷大学	専門分科会会長
恒松 睦美	特定非営利活動法人あめんど	
中原 一隆	特定非営利活動法人あさがお	
日比 晴久	大津市社会福祉協議会施設連絡会	
細見 美津子	大津市介護支援専門員協会	
牧村 順一	同朋大学	専門分科会副会長
松岡 啓太	大津市障害者自立支援協議会	

② 第4次地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画
策定プロジェクトチーム・庁内ワーキング合同会議

会議	日程	内容
第1回	令和3年6月28日	【グループワーク（オンライン開催）】 ・第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画の取組の評価に対する意見について ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画に向けた課題について
第2回	令和3年8月3日	【グループワーク】 ・第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画施策体系について ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画の施策の展開について
第3回	令和3年9月22日	【書面開催】策定プロジェクトチーム ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉計画の素案について
第4回	令和3年11月15日	【グループワーク】 ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉計画の素案について



委員名簿（推進プロジェクトチーム）

（五十音順・敬称略）

名前	所属等	備考
岩田 和彦	レイカディア大学同窓会大津支部	
岡角 泰彦	大津市自治連合会	
奥村 明美	一般社団法人えこー	
小椋 由紀子	大津赤十字病院 医療社会事業課	
桂川 七重	大津保護区保護司会	
亀井 須美枝	藤尾学区社会福祉協議会	
川中 大輔	龍谷大学	
河野 純子	滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール	
坂本 彩	大津市障害者自立支援協議会	
杉立 隆一	社会福祉法人 湘南学園	
津田 洋子	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
筒井 のり子	龍谷大学	
恒松 勇	特定非営利活動法人あめんど	
中原 一隆	特定非営利活動法人あさがお	
日比 晴久	社会福祉法人幸寿会 特別養護老人ホームカーサ月の輪	

構成（庁内ワーキンググループ）

部局	所属等	備考
福祉子ども部	福祉政策課	
	生活福祉課	
	子育て政策課	
	子育て総合支援センター	
	障害福祉課	
健康保険部	長寿政策課	
	あんしん長寿相談所	
	介護保険課	
健康保険部保健所	保健予防課	
政策調整部	人権・男女共同参画課	
市民部	自治協働課（協働まちづくり推進室）	
教育委員会	生涯学習課	
総務部	危機・防災対策課	
消防局	消防局予防課	

③ 大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

会議	日程	内容
第1回	令和3年6月4日	・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・第4次大津市地域福祉計画の策定について ・第6次地域福祉活動計画・第4次地域福祉計画策定体制およびスケジュールについて
第2回	令和3年10月15日	・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・第4次大津市地域福祉計画の策定について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和4年2月14日	・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画のパブリックコメントについて ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の最終案について

委員名簿

(五十音順・敬称略)

名前	所属等	備考
大澤 光雄	大津市自治連合会	
大伴 克巳	大津市共同募金委員会	
佐敷 靖夫	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
田中 勉	学区社会福祉協議会	副委員長
西山 英男	大津市社会福祉協議会施設連絡会	
日比 均	大津市社会福祉協議会	
牧村 順一	同朋大学	委員長

④ 市社協職員ワーキンググループ

会議	日程	内容
第1回	令和3年7月29日	・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について
第2回	令和3年8月19日	・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について
第3回	令和3年9月2日	・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について
第4回	令和3年10月14日	・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について

(3) ワークショップ概要

① 若者の考える地域の現状を知り、地域福祉を考えるワークショップ

項目	内容
目 的	・ 地域住民が主体的にまちづくり・地域づくりについて意見を出し合う。 ・ 子育て世代の意見を聞く場を設ける。 ・ 若い意見を聞く場を設けるとともに現行計画に沿った意見を求める。
対 象	比叡山高校ボランティア委員会 4 名 + 龍谷大学生 2 名
日 時	令和 3 年 7 月 1 4 日 (水) 11 : 00 ~ 12 : 30
場 所	比叡山高校
参 加 者	1 0 名 (2 グループ)
内 容 (グループワーク)	1) 情報を必要な人に届ける取り組みの充実 (基本目標 1 方向性 1-1) 2) 災害時にも強い支援体制づくり (基本目標 3 方向性 3-3) 3) 新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進 (基本目標 2 方向性 2-3) 「こんなまちになって欲しい」という夢について



【若者の考える地域の現状を知り、地域福祉を考えるワークショップの様子】

② NPO法人 わにまちづくり協議会 ワークショップ

項目	内容
目 的	第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社協地域福祉活動計画の策定にあたり、地域の現状把握及び地域での包括的な支援体制の構築に向けた取組の検討につなげるため
対 象	NPO法人 わにまちづくり協議会
日 時	令和3年7月31日（土）18:00～19:00
場 所	和邇コミュニティセンター
参 加 者	8名（2グループ）
内 容 （グループワーク）	色んな問題を抱えている人を見つけたらどうしたらいいんだろう？



【NPO法人 わにまちづくり協議会 ワークショップの様子】

3 用語解説

(用語の後の「※」は、本市独自の内容で解説しています。)

【あ行】

アウトリーチ P 6

要請がない場合でもワーカーの方から積極的に地域に出向いていく援助のこと。生活上の問題や困難を有しているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、ワーカーに対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して積極的に働きかけること。

あんしん長寿相談所 P 25

地域包括支援センターのこと。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、次の6つの業務のほか、第 1 号介護予防支援事業を一体的に実施する高齢者の総合窓口。

- ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント
- ④住宅医療・介護連携推進事業 ⑤生活支援体制整備事業 ⑥認知症総合支援事業

委託相談支援事業所 P 43

市から委託を受け、障害福祉サービスの利用などの相談、サービス利用計画の作成などを行っている相談支援事業所。

SNS P 21

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。「Facebook」(フェイスブック) や、「Twitter」(ツイッター)、「Instagram」(インスタグラム) 等が有名。

SDGs P 82

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

NPO P 5

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成 10 (1998) 年に特定非営利活動促進法 (いわゆる NPO 法) が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

円卓会議 P 32

地域の困りごとや課題中心に、関係する市民や団体、事業者、行政等が集まり、対等な立場で、その解決に向けて情報を共有し、対話を行う場。

【か行】

介護サービス P25

介護保険で利用できるサービス。訪問介護、通所介護等の「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」等のこと。

介護サービス情報公表システム P25

介護サービス事業所で行われているサービス内容等を、インターネット等で自由に検索・閲覧できる厚生労働省のシステム。

令和2（2020）年3月のシステム改修により、新たに「認知症に関する相談窓口検索」が加わり、地域包括支援センターおよび認知症疾患医療センター等を含む、地域ごとに整備された認知症に関する相談窓口が明確化され、本人や家族等が気軽に悩みを相談できる窓口の情報を閲覧することができるようになった。

介護保険制度 P25

平成12（2000）年から介護保険法により設けられた社会保障制度。施行以降、平成17（2005）年、平成20（2008）年、平成23（2011）年、平成26（2014）年にそれぞれ改正（翌年施行）され、「予防重視型システムへの転換」「認知症対策の推進」等、必要な見直しが行われている。

核家族 P14

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

学区社会福祉協議会（学区社協）※ P26

一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした地域住民による自主的な団体。自治会関係者や福祉関係団体関係者等で構成している。大津市では小学校区ごとに36の学区社会福祉協議会が組織され、地域に根ざした福祉のまちづくり活動に取り組んでいる。

企業の社会貢献 P65

企業活動をする中で、自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響や企業が行うべき社会貢献にも配慮した行動を選ぶという企業のあり方を意味する語。企業の社会的責任においては、消費者や投資家、社会の構成員全体といったステークホルダー（利害関係者）との関係が重視される。企業の社会的責任に基づく活動は、慈善事業とは異なり、あくまで企業活動の中で行われる。

虐待 P16

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴る等の暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等があり、障害のある人や児童・高齢者に対する虐待が問題となっている。

協議体 P25

行政機関や地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等）間の定期的な情報共有及び連携・協働の場。

協働※ P1

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力をあわせて活動すること。

本市では、平成 23（2011）年4月に『大津市「結の湖都」^{ゆい}協働のまちづくり推進条例』を制定し、愛着と誇りをもって、住み続けたい大津を築いていくために、市民・市民団体、事業者、市等が、お互いの特性を尊重し認めあいながら、話しあいに基づいて役割を分担して、自主的に行動し、地域課題の解決に力をあわせて取り組むことを目指している。

権利擁護サポートセンター※ P24

高齢者・障害のある人等とその家族・介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を護る活動を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する目的で、平成 28（2016）年4月1日に明日都浜大津に開設。

高齢化率 P13

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齡化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

コーディネーター P22

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整をする。

子どもの学習支援事業 P27

子どもへの学習・生活支援を通して「貧困の連鎖」を防ごうとすることを目的とした事業であり、学習する空間（場）や支援者（大人）との関係性が、子どもにとって安心できる居場所となっている。

このことを大切に、「子どもの学習・生活支援事業」は「子どもの学習支援・居場所づくり活動」として取り組むことが必要。

個別避難計画 P76

高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対して、個別支援の内容等を作成する計画（避難行動要支援者避難支援計画）。

コミュニティソーシャルワーカー P22

地域で暮らしていく上で何か困りごとを抱えている人に、個別に相談に乗って解決を支援するとともに、その人が暮らす地域の生活環境の整備や住民同士の関係づくり等の地域支援を住民や他の専門職と一緒に行う人。そんな地域を大きな視点で捉えてコーディネートする人が「コミュニティソーシャルワーカー」。

【さ行】

災害ボランティア P28

台風等による風水害や地震、津波等の災害が発生した場合、被災地で、ボランティアとして行う支援活動。

災害ボランティアセンター※ P28

大津市では、平成 28（2016）年4月より、市社協の協力により常設災害ボランティアセンターを設置。災害発生時には、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整、マッチング活動を行っている。

在宅医療 P51

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

事業者 P2

社会福祉を目的とする事業やサービスを行う社会福祉法人や NPO 法人、企業等。

自主防災組織 P28

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

市民活動センター※ P29

大津市市民活動センターは、市民公益活動に関する人や情報が活発に行き交い、利用団体同士の連携や交流が促進される協働の拠点施設となることを目的として、平成 18 年に開設した施設。

市民公益活動に関する講座や講演会の開催、NPO、大学、事業者等の相互連携、また市民公益活動に関する調査研究、市民活動の活性化や視野を広げるための交流会などを行っている。

市民センター※ P33

大津市では、行政窓口である支所と、生涯学習やまちづくりの拠点である公民館・コミュニティセンターの複合施設として、市内 36 箇所に市民センターを設置している。

社会福祉協議会 P1

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。一般的に「社協」と呼ばれる。

社会福祉法 P2

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

重層的支援体制整備事業 P 6

令和3（2021）年4月の社会福祉法の改正により、新たに創設された市町村の任意事業。市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

受援力 P 26

支援を受ける力。ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵等のこと。

障害福祉計画 P 5

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障害のある人それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画。

自立相談支援事業 P 101

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する等の支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発等も行う。

身体障害者手帳 P 95

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付。

すこやか相談所※ P 22

市民が、いきいきと楽しく暮らせるまちづくりを目指して保健師、訪問指導員が常駐し赤ちゃんからお年寄りまでの健康や福祉に関する相談を行う場所。市内には、保健福祉ブロックごとに7箇所あり、「あんしん長寿相談所」と併設されている。

生活困窮者自立支援会議 P 24

会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とするものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を行うもの。

生活困窮者自立支援制度 P 52

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施。

生活支援コーディネーター P 22

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域においてボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う（地域支え合い推進員）。

精神障害者保健福祉手帳 P95

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている人々には、様々な支援策が講じられている。都道府県知事が交付。

成年後見制度 P9

精神上の障害等によって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けるしくみ。

相談機関連絡会※ P22

市社協では、困りごとを抱えた人の相談をネットワークの力で解決するために、平成5（1993）年度から関係専門機関と相談機関連絡会を隔月で実施。

【た行】

第2層 P25

介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた日常生活圏域（中学校区等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開。本市においては、現在、保健福祉7ブロックで活動。第1層とは市全域。

団塊の世代 P91

昭和22（1947）年～昭和24（1949）年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

単身世帯 P1

ひとりで生活している者。家計単位・消費単位と個人が同一。

地域共生社会 P1

高齢者・障害のある人・子ども等、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議※ P25

民生委員児童委員、福祉委員、自治会役員、社協、行政等が参加し、地域における課題と解決策を話し合う会議。

地域コミュニティ P26

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域生活課題 P 2

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉活動計画※ P 2

地域福祉を推進するために地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画。市社会福祉協議会が策定しているが、学区社会福祉協議会でも策定を進めている。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） P 19

認知症高齢者や知的障害のある人・精神障害のある人等判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

地域包括ケアシステム P 25

令和7（2025）年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地域包括支援センター P 34

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

地区防災計画 P 28

一定の地域における地区居住者や事業者等が策定する自発的な防災活動についての計画のこと。阪神・淡路大震災、東日本大震災により、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性を認識されたことで、平成25（2013）年6月の災害対策基本法改正で「地区防災計画制度」が創設されている。

地区民生委員児童委員協議会※ P 73

民生委員法に基づき設置されている組織。大津市では市域を36の区域に分けている。

中3学習会※ P 27

様々な要因において学習する環境が整っていない生活保護受給世帯やひとり親世帯等の子どもたちに対して、学習支援や家庭、学校以外の居場所を提供することにより社会性を育て、高等学校等への進学を実現することを目的として行う学習支援事業。

寺子屋プロジェクト※ P25

子どもたちに学びの楽しさや、地域のあたたかさを伝え、心の豊かさと安心を育むことを目的として、地域で長期休暇中等の宿題支援や居場所づくりとして行う事業。

ドメスティックバイオレンス（DV） P58

DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

トワイライトステイ※ P27

子どもたちに対し、生活意欲や学習意欲、自己肯定感の向上を図ることを目的として、夕方から夜の居場所づくりとして行う事業。

【な行】

7ブロック※ P23

大津市での7ブロックとは、保健福祉ブロックのことで、「志賀」「北部」「中北部」「中部」「中南部」「南部」「東部」に分かれる。

認知症 P9

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力等の障害が起こる脳の病気。

【は行】

バリアフリー P72

障害のある人や高齢者等が日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消等を指したが、現在では、意識や各種制度等あらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

伴走型支援※ P29

支援者が、課題を抱えた個人や団体の想いに寄り添いながら進める支援。

ひきこもり P1

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される、様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念。

ファミリーサポートセンター P27

市町村で実施する、地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織。育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士で支えあう組織。

福祉委員※ P23

学区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、地域ボランティアとともに、住みよい福祉のまちづくりと進めるため、身近な地域の見守り、声かけ、支えあい、助けあい活動を行っている。

福祉課題※ P24

この計画では、市民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。

福祉避難所 P35

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

フリースペース P70

様々な理由から学校に行きにくくなっていたり、家庭の中に安らぎがなかったり、また子どもらしく大人に甘えることができなかったりといった状況にある子どもたちに対し、フリースペースは24時間人がいて、あたたかいご飯があって、お風呂がある地域の社会福祉施設を拠点に、子どもたちが安心して、信頼できる大人とのびのび過ごせる夜の居場所として、大津市域でスタートした取組。

子どもを“孤立”させないこと。“ありのまま”を受け入れる大人がそばで寄りそうこと。子どもと一緒に大人も悩んで、考えて、子どもと一緒につくる居場所であることを大切にしている。

ふれあい給食サービス※ P27

ひとり暮らし高齢者等へ、学区社会福祉協議会や地域の各種団体、ボランティアが協力してお弁当を配食したり、会食会を行い、地域の交流を図る事業。

ふれあいサロン※ P25

公民館や自治会館等の地域の身近な場所で、定期的に集まり、レクリエーション等を通して交流を図り、楽しく暮らせる地域づくりを進める活動。民生委員児童委員や福祉委員、地域のボランティア等を中心に企画し、高齢者を対象として開催されている場合が多いが、世代間の交流等対象を広げつつある。

法人後見事業 P24

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。

保健福祉ブロック※ P22

高齢者が利用しやすいよう保健福祉サービスが効率的に提供できる範囲（平成12（2000）年において、おおむね人口5万～7万人、圏域半径4km以内）を基本として生活圏に考慮しながら区分するもの。7ブロックを設定する。

ボランティアコーディネーター P23

市民のボランティアな活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフのこと。

ボランティアセンター※ P28

大津市ボランティアセンターは、社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動・市民活動を応援するために、市社協に設置されており、「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」等の相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催等、様々な面からサポートしている。

ボランティア交流コーナーでは、ボランティア情報の閲覧や情報交換、ミーティング等、自由に利用できる。ボランティアセンターの事業としては、「ボランティアに関する相談・調整」「ボランティア講座の開催」「ボランティアグループの活動支援」「ボランティア保険の加入」「啓発事業」等を行っている。

【ま行】

民生委員児童委員 P18

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性をもつ一方、地域のボランティアとしての自主性をもつ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

【や行】

ヤングケアラー P1

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

令和3年3月に報告された国のヤングケアラーの実態に関する調査結果をみると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%となっている。また、世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっており、平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多くなっていますが、「7時間以上」も1割程度となっている。本市においても、ヤングケアラーについて、教育機関や各関係機関等と連携し、実態把握に努め、必要な支援を検討している。

要介護認定者 P15

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある（要介護者）と認定された人。

要配慮者 P28

平成 25（2013）年の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

要保護児童 P22

地域協議会の対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

【ら行】**療育手帳 P95**

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事又は政令指定都市の長が交付。

第4次大津市地域福祉計画
第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和4年3月

発行：大津市・大津市社会福祉協議会

編集：大津市 福祉子ども部 福祉政策課
〒520-8575

滋賀県大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2740

FAX：077-523-0412

編集：社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
〒520-0047

滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号

電話：077-525-9316

FAX：077-521-0207

